# 農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2010 2 FEBRUARY

## 変容する金融

●リバース・モーゲージと総合農協

●地域銀行における格付取得の状況について

●米国の退職貯蓄の変容と日本への示唆

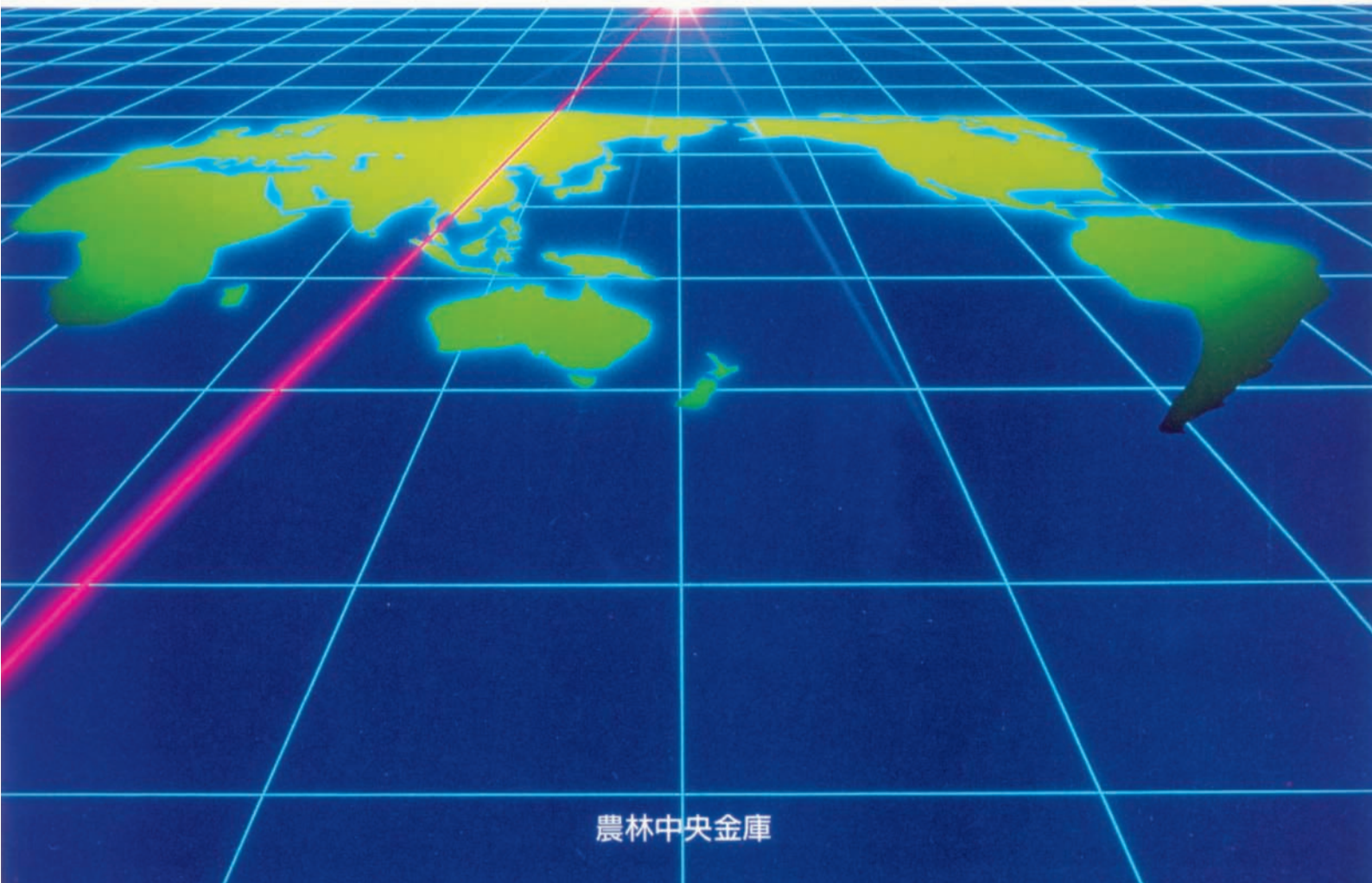

農林中央金庫

# 今月の窓

## 二宮尊徳と現代

海外需要の回復を主な牽引役に，景気は極めて低位ながらも持ち直しへと進みつつある。また，政権交代後の「家計」重視の所得再配分政策など新規施策への期待も少なからず生じている。この動きが前向きの正の連鎖となることを期待したいものだ。しかし，日本を覆う閉塞感の雲影は濃い。強い成長志向を持つ新興国が競争力を向上させて行くなかで，グローバル競争が激しさを増すことは必至である。一方，日本は高齢化進行だけでなく人口減少時代へと突入しており，様々な社会的な蓄積は細りつつある。国内マーケットでは新規ニーズをとらえ，深堀りしていかないならば，縮小を余儀なくされる分野も少なくない。

このようななか，今年2010年は産業組合法の成立から110年に当たるが，協同組合の精神が地域での人々の助け合いということであれば，その日本的源流を二宮尊徳(金次郎)にまでさかのぼって考えるのは自然なことと思われる。彼は，現代的に言えば希有の地域をベースにした社会再生コンサルタントとも言っていいだろうが，その実践的・現実的な方法論と思想の力は今日にも通じ，我々の先行きを照射し将来への自信を与えてくれる。

ペリー来航から三年後に世を去った尊徳の生きた時代は，幕末・維新を前に幕藩封建体制のほころびが広がり閉塞感が強まっていた時期だった。江戸・大阪などの都市の文化と貨幣経済は爛熟(らんじゅく)を深めつつあったが，一方で多くの農村が荒廃し農業などの生産力の衰退は厳しさを増していた時代であった。はからずも，今と重なる面も多いのである。

彼が行った地域再生の方法論である「仕法」の体系は，緻密な数量的・科学的な現状分析に基づいている。そこから計算・出発し，地域の潜在生産力を引き出すために，地域の参加型の協同態勢を構築することに注力する。そのなかでは，封建領主を含む関係者を上下関係ではなく並列的・相互作用の存在としてとらえ，話し合い・説得を重視し，投票による決定方式も用いていたことは近代的な平等にもつながるだろう。また，農業など汗をかき物作りする生産過程―「田徳」を社会の根本とし，人々が主体的な意思と行動によって社会を作り変えていくことが出来るという「作為」の大切さを唱えている。これは，単純な拡大再生産の図式にとどまらない，当時としては画期的な社会発展的思想であった。

そのなかで，尊徳は「報徳金」と言われる資金の拠出と貸出を行う相互扶助の仕組みを仕法に取り入れた。この今風に言えばマイクロ・ファイナンスは，尊徳の高弟が結成した遠州報徳社がもととなり，明治にわが国最初の信用組合的組織を作る流れとなった。

尊徳の事績や思想を学校教育などのなかで学ぶことは，残念ながら少なくなっている。しかし，極めて制約の多い時代にあって地域社会の再生を参加型協同によって成し遂げた尊徳に学び想いを致すことにより，大いなる元気と現代にも通じるヒントが与えられることになるのではなかろうか。

**（(株)農林中金総合研究所　調査第二部長　渡部喜智・**わたなべのぶとも**）**

農林金融　第63巻　第2号〈通巻768号〉

目　次

今月のテーマ

# 変容する金融

今月の窓

二宮尊徳と現代

（株）農林中金総合研究所 調査第二部長　渡部喜智

新たな総合性発揮のために

リバース・モーゲージと総合農協

田中久義 —— 2

情報開示の観点からの考察

地域銀行における格付取得の状況について

矢島 格 —— 16

自助努力による退職貯蓄の充実と政策的インセンティブ

米国の退職貯蓄の変容と日本への示唆

鈴木　博 —— 30

談話室

生き甲斐の農業

国立西洋美術館館長　青柳正規 —— 14

統計資料 —— 44

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

# リバース・モーゲージと総合農協

## ──新たな総合性発揮のために──

**常任顧問　田中久義**

**〔要　　旨〕**

1　リバース・モーゲージは，フォワード・モーゲージの対極をなす融資方式であり，既に形成された資産の価値を少しずつ流動化する役割を果たす特性から，これまでは年金を保管する役割を期待されていた。

2　この役割は現在でも必要であるが，最近開発・提供されているリバース・モーゲージ型の商品は，提供者も商品内容も多様化している。その背景には，直接金融のウェイトの高まりや，国内資金フローの変化により，金融機関が中小企業分野とともに個人金融に注力しなければならない状況に置かれていることがある。

3　間接金融分野である個人金融では，資産形成型のフォワード・ローンである住宅ローンの伸びは大きくは見込めず，結果として資産担保金融への取組強化が金融機関の関心事となっている。

4　リバース・モーゲージは，預貯金や貸出，不動産の仲介・管理機能，保険・保証などの保障機能などを，利用者の立場にたって柔軟かつ効率的に組み合わせる能力がなければ，利用者の多様な個別のニーズに応えることが困難な商品である。

5　協同組織として組合員等利用者の人的な結合を基礎とする農協は，その総合事業性を活用して，最新の資産担保金融としてのリバース・モーゲージを低コストで提供できる立場にある。経済的裏づけをもった総合性のメリット発揮のため，商品自体が総合性をもつリバース・モーゲージへの系統一体となった取組みが求められる。



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　リバース・モーゲージについて
⑴　リバース・モーゲージとは
⑵　リバース・モーゲージの歴史と取組状況
⑶　リバース・モーゲージの枠組みとリスク
2　金融の構造変化と注目される資産担保金融
⑴　低下する貯(預)貸率
⑵　本来分野としてのリバース・モーゲージ
3　リバース・モーゲージの総合性と農協事業
⑴　多様な利用者ニーズ
⑵　必要な取扱体制
おわりに

## はじめに

このところ再びリバース・モーゲージへの取組気運が高まっている。これまでのリバース・モーゲージの狙いは，わが国の社会構造の最大の変化である高齢化問題への対応にあった。例えば，リバース・モーゲージに年金や福祉制度の補完を期待している場合がそれである。

しかし，最近の動きはこれまでとは異なる側面をもっているようにみえる。それは金融機関の本来機能である信用創造機能を活用する観点から取り組まれているように思われるからである。そうであるとすれば，これまで利用者側に偏っていたリバース・モーゲージに対するニーズが，供給者側である金融機関にも生まれている可能性がある。

本稿は，このような問題意識のもと，改めてリバース・モーゲージの仕組みや機能を確認するとともに，金融商品としての今後の可能性，そして農協事業との親和性について検討することを目的としている。

## 1　リバース・モーゲージについて

### ⑴　リバース・モーゲージとは

リバース・モーゲージとは，借入者が所有する住宅（ストック）に住み続けながら，その住宅の資産価値を現金（フロー）化し，借入者の死亡時に担保処分により全額返済する融資の仕組みである。このような融資は，わが国では「逆抵当融資」，「持家転換年金タイプの融資制度」，「持家担保年金」などと呼ばれる。

リバース・モーゲージはフォワード・モーゲージ（抵当融資）に対する概念であり，両者の形式的な違いは貸付期間と残高が逆の関係になることにある。それを概念的に示したのが第１図である。

#### a　フォワード・モーゲージ

第１図の左半分に示したのがフォワード・モーゲージの概念であり，その典型は住宅ローンである。住宅ローンは，個人が土地・建物等の不動産を購入するための資


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

**第1図　フォワード・モーゲージとリバース・モーゲージの概念**

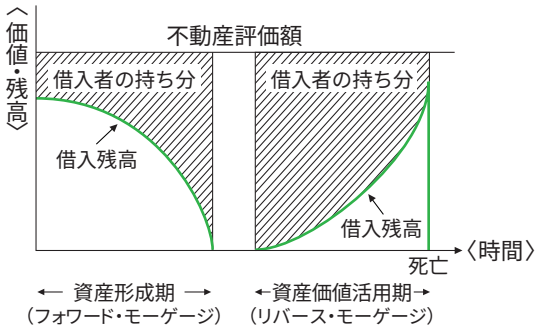


金の借入であり，契約時に全額を借り入れ，それを長期にわたって分割返済してゆく。このため残高と期間との間には，時間の経過とともに残高が減少するという関係がある。

このことは，時間の経過とともに不動産についての借入者の持ち分が増加していくことを意味している。したがって，利用者にとっての住宅ローンの役割は，資産形成をはかるための借入ということであり，それは一種の貯蓄を意味する。

#### b　リバース・モーゲージ

これに対して図の右半分に示したリバース・モーゲージは，基本的に期間中に返済されることはなく，借入残高は累増していく。借入金が返済されるのは，借入者の死亡時など契約満了の要件に該当した場合である。

このようにリバース・モーゲージは，時間の経過とともに借入残高が増加し，契約満了の時点で全額が返済される。この点がフォワード・モーゲージとは「逆」になっているため，「リバース」という言葉が使われている。

借入金残高と利用者の資産価値の関係も「逆」である。リバース・モーゲージの役割は，住宅ローンなどにより資産を形成した者が，その価値を少しずつ取り崩して流動化することにある。これにより利用者は収入を確保することができるため，リバース・モーゲージは年金のような役割を果たすと考えることができる。

### (2)　リバース・モーゲージの歴史と取組状況

#### a　リバース・モーゲージの起源と展開

リバース・モーゲージの起源には諸説ある。制度上の起源は，世界大恐慌の影響が残っているイギリスで開始された低所得高齢者の生活融資支援制度であるとされる。(注1)この目的は現在のリバース・モーゲージとほぼ同様であり，住宅という資産を流動化して老後の生活資金を確保することであった。

しかし，イギリスの制度がそのまま現在の形に発展したわけではなく，現在の形になるまでにはアメリカでの普及を待つ必要があった。先の大戦で個人の住宅資産に対する損失がなかったアメリカでは，高齢者住宅の流動化策が他の国に先駆けた政治課題であった。その具体策のひとつとして80年代に連邦政府主導のプログラムが展開され，その成果を活用して現在のリバース・モーゲージが商品化された。

アメリカのリバース・モーゲージは，利用者層によって大きく３つに分けられる。


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ひとつは低所得・低資産層を対象として政府が主導する「HECM」（Home Equity Conversion Mortgage Program）である。その対局にあるのが高額資産保有層向けの銀行を中心とする民間機関の融資商品群である。また，これらの中間に位置するものとして，先の金融危機で話題を集めた連邦抵当金庫が提供する「ハウス・キーピング」という商品がある。このように多様なアメリカのリバース・モーゲージのなかで，わが国の制度設計の基礎とされたのはHECMである。

（注１）契約としてのリバース・モーゲージの起源はフランスの「ピアジュ」と呼ばれる不動産売買契約にあるとされる。これは，老後の生活の面倒をみることを条件に不動産を譲渡するものであったが，生活費負担を免れるため契約後に殺人事件などの不祥事が起きるケースがあったため，公的な関与が求められたといわれている。

#### b　わが国における取組み

わが国における最初のリバース・モーゲージは，1981年に東京都の武蔵野市が行った。それ以降，わが国のリバース・モーゲージは地方自治体が中心となった高齢者福祉施策として実施され，これらは公的プランと呼ばれる。

公的プランは，融資主体によって２つのものがある。ひとつは武蔵野方式と呼ばれる地方自治体自身が貸し付けるもので，直接融資方式ともいわれる。もうひとつが世田谷方式で，地方自治体の斡旋により民間金融機関が貸し付けるもので，間接融資方式あるいは融資斡旋方式といわれる。

つぎに民間プランとしては，不動産信託方式と不動産担保の年金ローン融資方式とがあり，主に信託銀行が取り扱ってきた。その理由は，信託銀行が不動産の管理・運用，売買の仲介，そして遺言信託の取扱いなどの業務に強みをもっていることがある。

ところが，最近では，信託銀行が新たな商品を開発・提供しているとともに，取扱者も金融機関だけではなく，住宅販売会社，不動産仲介業者などに広がっている。そのような新しいリバース・モーゲージ型の融資商品のいくつかは後に紹介するが，このような広がりがこのところの大きな変化である。

これらの商品開発・提供者と商品内容の多様さは，リバース・モーゲージに対する事業者側の関心が高まっていることを示している。その背景などについては後段で取り上げるとして，ここではリバース・モーゲージに共通する原型ともいうべき枠組みを説明しておきたい。

### ⑶　リバース・モーゲージの枠組みとリスク

#### a　利用者

リバース・モーゲージの利用者は，自己所有住宅に居住し，今後ともその住宅に住み続けたいと考えている一定の年齢以上の人々である。これまでに収集した内外の事例では，「一定の年齢」とは，申し込み時の年齢が60～62歳以上，また，上限は80歳とするものが多い。それは公的年金の支給開始年齢や生活に必要な金額，そして平均余命等を勘案して決められるが，最終返済


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

は100歳と想定されている。

リバース・モーゲージは居住している住宅を担保とするため，その住宅には担保権が全く設定されていないか，または設定されていても被担保債権の残高がわずかであることが求められる。そのため，第一順位の抵当権設定が条件とされる商品が多い。

さらに住宅の種類については，一戸建住宅が対象となることは各商品共通であるが，マンション等は対象外とされることが多い。これは，担保評価や処分の難易を反映したものとみられるが，改善すべき点のひとつである。

**b　条件等**

貸付額は，利用者の年齢（それによって決まる貸付期間），担保物件の評価額，適用利率などにより算定される。このうち期間は，借入時の年齢によって異なるものや，いくつかの選択肢から利用者が決めるとする商品が多い。

なお，利用者に配偶者がいる場合には連帯債務者とすることが多いが，保証人は不要とする商品が多い。

貸付方法は，年金と同様に毎月あるいは３ヵ月ごとの分割貸付とするものから，随時あるいは年１回型まで多様である。貸付形式は，証書貸付の分割実行と当座貸越（カードローン）の組み合わせが多く，また，その都度の貸付額を利用者が決めることや，中途での一部返済も認められる商品が多い。この貸付時期，金額や期間中の一部返済などは商品によってかなり異なっており，利用者の状況に応じて利用しやすい工夫がなされている。

適用利率は，固定金利もあるが，短期プライム・レートなどによる変動性を採用する商品が多い。利息については，毎月返済を求めるものから，期間中は支払いを求めず，一定ルールにより元加するものまで多様である。

なお，最終の返済は契約満了時の一括返済が基本であるが，その方法は，担保住宅の処分代金による返済か，債務を承継して相続人が返済するかのいずれかを，相続人が選択することができることが多い。

**c　リバース・モーゲージのリスク**

融資機関にとってリバース・モーゲージ取扱いのリスクは，①不動産価格の下落，②金利の上昇，そして③利用者の長生きの３つが主要なものである。これらは結果として担保割れをもたらし，資金回収を困難にする。

第一の不動産価格の下落は担保融資に共通するリスクである。不動産価格，特に土地価格が変動して回収困難になることは，今回のアメリカの例をあげるまでもないであろう。

これを回避するためには，不動産担保融資で伝統的に使われてきた手法である「担保掛目」の水準設定のほか，一定期間ごとの担保再評価，さらには保証や保険によるリスク・ヘッジが必要となる。また，時価による処分を容易に行うことができる中古住宅の取引市場の整備も間接的なヘッジ手


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

段となる。

第二は金利上昇によって借入額が膨らむリスクである。これは期間中に発生する利息が元本に組み入れられる方式の場合や，変動金利方式の場合に生じる。

これを回避するため，一定期間ごとに利息の返済を求めることや預金連動と称して預金利息と相殺することにより利息負担を軽減するなどの工夫がなされている。根本的解決にはある程度のキャップやフロアを設ける必要があるが，これには保険以外に有効なヘッジ手段がない。

第三が，契約の想定を超えた利用者の長生きによって借入額が膨らむリスクである。契約上の最終年齢を超えて利用者が長生きした場合，融資機関は融資を打ち切ることができる。しかし，利用者が100歳の時点での融資打ち切りによって取扱機関が社会的な批判を浴びる可能性がある。なぜなら，存命中の担保処分は借入者の生活基盤を奪うからである。

このリスクの回避策としてまず考えられるのは保証や保険の活用である。

以上のように，リバース・モーゲージは，取扱いにさまざまな事業機能が必要となることに加え，そのリスクを管理するために保証や保険機能を組み合わせる必要がある。これらには，債権保全策としての保障に加え，借入者の生命保険などを含めた広範な仕組みが必要であり，それらを総合的に管理してゆく機能やノウハウが取扱機関に必要となる。

## 2　金融の構造的変化と注目される資産担保金融

### ⑴　低下する貯（預）貸率

#### a　変化した資金の流れ

以上のような仕組みやリスク認識にいたる理由は，不動産を所有する高齢者のニーズに対応することを想定していることによる。しかし，このところの商品開発熱の高まりは，単に利用者側の要因だけではなく，金融機関側にも固有の事情があることをうかがわせる。それは，金融機関が資産担保金融に取り組まざるをえない状況にあることである。

それを示すひとつの動きが，このところ続いている金融機関の貯（預）貸率の低下である。貯（預）貸率の推移を長期的にみると，各業態とも低下しているが，そこにはいくつか特徴がみられる。

第一は，メガバンクと呼ばれ最も規模が大きい都市銀行の低下幅が最も大きいことである。年度末計数でみると，75年度以降のピークである92年度に115.8％であったものが，07年度では71.5％へと44.3ポイントも低下している。

第二は，協同組織金融機関の低下幅が都銀に次いで大きいことである。都銀と同様に75年度から07年度までの期間でみると，信金，信組とも20ポイントを超える低下をみせている。また，都銀は90年度や00年度に上昇する動きをみせているが，この両者は一貫して低下傾向を続けている。なお，


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農協の貯貸率についても傾向は同様である。

第三は，地銀，第二地銀という地域銀行である普通銀行の預貸率の低下幅が10ポイント内外と，他の業態に比べて小幅な変化にとどまっていることである。都銀との違いは取引企業層の違いの反映ともみえ，また，協同組織との違いは，地域市場での競争の結果，協同組織の基盤に食い込んでいることを示唆している。

このような変化が生じた理由の解明にはさらに詳細な検討が必要であるが，ひとつの要因として，国内の資金フローの変化とそれによる金融の変化をあげることができよう。

わが国の資金フローは，バブル崩壊を機に大きく変化した。

80年代半ばまでは，家計部門の資金余剰が長く続き，法人部門と公共部門とが資金不足であった。この時期の金融の役割を大まかにとらえれば，家計部門から資金を調達し，不足部門である法人・公共部門に融通することであったとされる。この図式は戦後長期にわたって続いたが，90年代に入り大きく変化した。それは法人部門が資金余剰化したことである。

法人部門，特に大企業が全体として資金余剰化するということは，融通する側の金融機関にとっては借入需要の減退を意味した。むろん，直接金融を利用し難い法人の借入需要は依然としてあるにしても，大口需要者である大企業の直接金融化の進展と，資金余剰主体化による資金フローの変化は，先に示した都銀の預貸率の大幅な低下と整合的である。

その結果金融機関は，おしなべて中小企業や個人への貸出に注力することになり，その分野での金融機関相互間の競争は激化している。特に個人金融では，公的金融の整理もあって，業態を問わず住宅ローン貸出への傾斜を強めている。

**b　貯（預）貸率低下のもうひとつの意味**

金融機関の貯（預）貸率の低下は，狭義の金融機関による信用創造（預金創造）能力の低下を意味する。金融機関に認められた特権であり，経済に不可欠な通貨を作り出す能力の低下が，金融あるいは広く一般経済にもたらす影響は，信用創造をどのように理解するかによって見方が異なる。

信用創造についての多数説の説明は次のようである。

「民間銀行はなぜ準備の増加の乗数倍に等しい預金という支払い手段を生み出せるのであろうか。それは，銀行が極めて多くの主体から預金を受け入れているため，預金の一部分は常に銀行にとどまっている，という大数の法則が働くからである」（参考文献１，Ｐ118）。

この立場は，金融活動の前提として預貯金による資金調達が必要と考える。したがって，金融機関の業務に関する基本問題である「預金が先か，貸出が先か」への答えは預金業務が先となり，それがあって初めて貸出業務が成立すると理解する。

これと異なる学説は次のようである。


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

「借り手の口座に預金を貸記するという形での銀行による企業や家計に対する信用創造活動をつうじて，決済機能を有する預金貨幣が創出される（預金に対する貸出しの先行，受信に対する与信の先行）」（参考文献２，P.50）。

この立場は，明記されているとおり，預金に対して貸出が先行する。つまり貸出という機能を銀行が発揮した瞬間に，貸出額が貸出金元帳に記帳されると同時に借入者の預金口座にも記帳される。これが信用創造の実体であり，それ以降の現金化や預金通貨での支払決済は，あくまで預金業務と位置づけられる。端的にいえば，金融機関は預金がなくても貸し出すことができるのである。

この２つの立場で貯（預）貸率の低下の意味の説明は異なる。多数派の考え方では，貸出より有利な運用を行ったことがその理由でなければならないが，後者の立場では，回収への不安やコストなど貸出に固有の金融機関の内部要因が理由でなければならない。（注２）

とはいえ，政策的にも，金融機関の経営の観点からも貸出の重要性は高まっており，そのための新たな融資分野の開発が求められている。

**（注２）**協同組合金融にとっての信用創造に関連するもうひとつの基本問題に相互金融の位置づけがある。これまでは，集めた貯金を融通することが相互金融であるとの理解が一般的であった。しかし先の２つの立場を認めるなら，これまでとは別の立論を必要とすると考えられる。この点については稿を改めての検討課題としたい。

### ⑵　本来分野としてのリバース・モーゲージ

#### ａ　位置づけが高まるリバース・モーゲージ

先に指摘したとおり，貯（預）貸率の低下は，経済をめぐる資金の流れが変化する中で生じている。資金の流れの変化は金融の変化であり，その結果として金融構造や金融機関の役割は変わらざるをえない。その変化を強めたのが金融における直接金融のウェイトの高まりであり，その結果相対的にウェイトが低下した間接金融分野で，業態を越えた競争が激化している。

言い換えれば，大企業での直接金融のウェイトの高まりは，銀行の投資機関化をもたらすとともに，残された（といっても巨大な）間接金融市場では金融機関相互間の競争が激化することになる。この残された巨大な市場が中小企業金融や個人金融分野なのである。その意味で，個人金融分野で最大の商品である住宅ローンでの競争の高まりはいわば必然であった。

しかし，住宅市場それ自体は，住宅が数としては既に充足され質を追求する時代に入っていることが示しているように，成長分野とは必ずしもいえない。ではあっても，資産形成型のフォワード・モーゲージである住宅ローンが意義を失うことはなく，その獲得競争は激しいものとなった。

ここに至った段階で注目されているのが，既に形成された資産を流動化するための金融である資産担保金融であり，そのひとつがリバース・モーゲージであった。このところの金融機関の注力ぶりは，このよ


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

うな流れの中で理解されるべきものであろう。

**b　金融危機と資産担保金融**

今回のアメリカ発の金融危機に関連して，資産担保金融に対して懐疑的な見方が出された。たとえば，アメリカの個人消費が過剰消費に陥ったのは資産担保金融による借入の増加が主因であるという指摘がそれである。

批判されたのはホーム・エクイティ・ローンである。これはわが国でいう住宅ローンである。ある人がローンを組んで住宅を購入したとして，その住宅の価格が上昇すると担保評価額も上昇する。その結果として借入可能額も増えるため，その余裕枠を利用して新たに借入することを可能にしたのがこの種のローンである。このローンの新しさは，これまでの限度方式では余裕枠が発生しても利用することができなかったが，極度方式と同様に何度でも利用可能とした点にある。

金融機関側でも，一定の担保掛目内での融資であるため，審査も容易という側面があった。借入者は新たな借入で消費を増やし，金融機関は労せずして貸出残高を増加させ，それにともなって利息収入も増加したのである。

しかし，これは不動産価格が上昇することが前提であった。ひとたび不動産価格が低下に転じると，資産形成中の個人は給与などのフロー収入での返済が困難になり，不動産を手放して返済せざるをえなくなる。このような形態の資産担保金融への銀行の傾斜が批判され，同時にリバース・モーゲージにも疑いの目が向けられた。

しかし，ホーム・エクイティ・ローンとリバース・モーゲージとは，似て非なるものである。前者は，資産形成中にたまたま生じた担保の余裕枠を利用したものであるのに対し，後者は形成済みの資産の流動化であるからである。この点が評価されたためか，両者を同一視する見方は収まっているようである。

## 3　リバース・モーゲージの総合性と農協事業

### (1)　多様な利用者ニーズ

リバース・モーゲージに注力せざるをえない金融機関側の事情は既に述べたとおりであるが，利用者のニーズに即していなければ支持は得られないことはいうまでもない。そこで，ここでは現在容易に入手できるHP情報を利用して，現在提供されているリバース・モーゲージが想定するニーズを紹介する。

**a　高齢者の住宅建替え・増改築**

積水ハウス（株）と（株）りそな銀行は，提携によるシニア層向けリバース・モーゲージ型の新型ローン制度を導入した。(注3)

この新型ローンで想定されているのは，高齢者の住宅建替え・増改築に必要な資金である。このローンでは「従来型の生活費を生涯融資し続けるリバース・モーゲージ


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

のシステムとは異なり，住宅建築資金面で不安が残る人々に，新たな選択肢を提供する」ことが強調されている。

その背景として指摘されているのは，「平成15年度住宅需要調査（国交省）によると，住宅に不満をもつ世帯は全世帯の４割以上にのぼり，特に高齢者への配慮に対する不満が７割近」いのに，「住宅改善希望者の約半数が資金不足により計画を断念している」ことである。この提携商品は，生活費を確保した上で高齢者の住宅の増改築ニーズに対応することが特徴である。

ただし，借入者の住宅所在地は，首都圏，中京圏，近畿圏に限定されており，全国展開はされていない。また，返済方法では利息の毎月返済が条件とされている。

**（注３）**SEKISUIHOUSE NEWS RELEASE「りそな銀行との提携によるシニア層向けリバースモーゲージ型新型ローン制度の導入について」，2006年３月

**b　多様な高齢者の資金ニーズ**

次に紹介するのは，多様な資金ニーズへの対応を目指す商品群である。

まず，東京スター銀行が取り扱う「充実人生」は，「安心を手に入れ，ゆとりを楽しむ手段として」「色々な目的に，自由にご活用いただけるのが魅力」という点が強調されている。想定されている資金用途は，生活資金，借入金の返済，万一の場合への備え，自宅のリフォーム，住替えやケアハウスへの入居，別荘・セカンドハウスの購入，旅行や海外長期滞在など多岐にわたる。

この商品の特徴は「預金連動型」にある。これは，同行の普通預金残高と同額の借入金までは無利息というものであり，それによって利用者の預金集中と利息負担の軽減を狙っている。なお，それを上回る利息は毎月支払うことが求められている。(注４)

もうひとつの商品は，中央三井信託銀行の「リバースモーゲージ（住宅担保型老後資金ローン）」である。

同行のHPに掲載された商品説明によれば，次の諸点が特徴とうたわれている。①年に１回一定金額を融資，②初回融資額の増額が可能，③80歳以上ならまとまった余裕金として一括の融資，④一定の枠内でいつでも融資金の受取りが可能，⑤カードローンで随時入出金可能，⑥借入期間中は利息を含めて返済不要，⑦借入金は一括返済，⑧自宅を手放すことなくゆとり生活，⑨相続のトラブルを遺言信託でサポート，⑩各種サービス（遺言書保管，貸金庫，手数料割引，健康・介護相談，旅行・レストラン予約など）の特典付き。

これはリバース・モーゲージのフルライン商品である。特に⑨は信託銀行ならではのものといえる。また，この商品説明には，資金の用途についての制限はなく，借入者が自由に設定できる商品と解される。(注５)

これらの商品は，高齢者の生活全般にわたる必要資金を網羅している。それだけにその取扱いのためには，金融機関がもてる機能をフルに発揮するとともに，足りない機能を提携や委託で補う必要がある。

これを利用者側からみると，リバース・モーゲージはそれぞれの利用者固有のニー


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ズに対応できるようなオーダーメードの商品であり，その大枠は共通であるとしても，パーツの組み立て方いかんでさまざまな形態を取りうるのである。この意味でリバース・モーゲージは，これまでにない総合的な融資商品なのである。

（注４）www.tokyostarbank.co.jp/products/jyujitsu/about.php，09年12月10日時点

（注５）www.chumitui.co.jp/person-p_03/p_03_rem.html，09年12月７日時点

### ⑵　必要な取扱体制

#### a　必要な事業機能

リバース・モーゲージを取り扱うために必要となる事業機能を改めて整理してみると，次の３点に集約することができる。

第一は融資機能である。これは，不動産の評価や貸付後にもそれを管理することまでも含む。この機能は金融機関であれば当然保有する機能であり，農協も同様である。

第二は，最終的に担保不動産の売却によって資金が回収されることから求められる機能としての，不動産事業機能である。これまでの民間プランの担い手が信託銀行であったことは，信託機能の活用という側面もあるが，不動産事業に詳しいという側面を見逃すことはできない。

第三は，高齢者を対象としているがゆえの高齢者向け支援サービス機能である。支援という言葉は介護という色が付きまといがちであるが，ここでいう支援サービスとは，動産・不動産を問わない高齢者の資産の管理，保証や保険機能による高齢者が抱えるリスク軽減のための機能などの総体である。このような機能を単体で担うことができる金融機関は少ないため提携戦略が基本となっている。

#### b　独自性の発揮

リバース・モーゲージはさまざまな機関や団体から，その活用についての提言が行われ，その具体化に向けた取組みが行われている。このような流れに金融機関側の必要性も加わり，資産担保金融としてのリバース・モーゲージは普及期に入りつつある。

このようななかで，リバース・モーゲージを展開するためには，利用者の個別ニーズへの対応を実現するきめ細かなオーダーメード商品の作り込みと，低コストでのサービス提供の両立が求められる。このことは，人的な結合を基礎とする協同組合，特に総合事業を行う農協がリバース・モーゲージになじみやすいことを示している。

農協が他の金融機関と異なる独自性の第一は，協同組合性そのものに求めることができる。非営利の会員組織であり，地域との密着度の高い農協は，組合員や地域住民により身近な存在であり，信頼も得ているとみられるからである。

第二に，リバース・モーゲージに必要とされる諸機能を，農協は単独で備えているということである。いわば，一か所で全てが充足できるというワンストップ性を農協が備えているのであり，この点は，他の機関とは大きな違いである。また，このワンストップ性は，範囲の経済性を裏づけとす


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

る低コストでの事業運営が可能であることをも意味している。

第三は，行政，特に市町村との連携の取り易さである。評価は別として農協は地方行政と密接であり，地域における大きな役割を果たしてきている。事業面でも，地方公共団体との取引が増加していることに加え，ホームヘルプ等高齢者福祉についての公的なサービスを受託する農協も増加している。高齢者福祉は公的な側面が強いとされるだけに，農協はこの分野で一層役割を果たすことが期待される。

## おわりに

農協の事業運営については，総合事業性の発揮が必要であるとの指摘が系統内外からなされてきた。逆にいえば，そのような指摘は，総合性を発揮しきれていないという認識に立っており，その原因のひとつとして縦割りの弊があると指摘されてきた。

しかし，それは，ひとつひとつの事業機能に磨きをかける取組みが行われてはきたが，あくまである事業の枠内の取組みであって他事業との組み合わせは付随的に行われてきた結果，といえるのではないだろうか。とすれば，事業の組み合わせ観点もさることながら，ひとつの商品や仕組みの中に総合事業性が実現できるよう工夫する必要があろう。この意味からも，農協がリバース・モーゲージに取り組むことが求められていると考える。

**＜参考文献＞**
・岩田規久男（2000）『金融』東洋経済新報社，５月
・住信基礎研究所（1997）『超高齢社会の常識 リバースモーゲージ』日経BP社，12月
・建部正義（2008）『はじめて学ぶ金融論』（第２版）大月書店，３月
・田中久義（2000）「リバース・モーゲージと農協」『農林金融』９月号

（たなか　ひさよし）

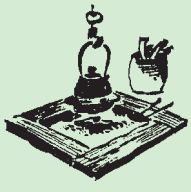


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

談話室

# 生き甲斐の農業

私は20歳代の終わりから毎年，夏の数ヶ月をイタリアでの発掘に過ごしてきた。ポンペイ，シチリア，タルクィニア，そして現在発掘中のヴェスヴィオ山麓である。この間，イタリアの農業に関してもいくつかの見聞を得ることができた。その一つがローマの北西約120キロにあるタルクィニア郊外のカッツァネッロで10年以上続けた発掘においてである。

カッツァネッロの遺跡はある旧家が所有する農場の中にあった。現在400ヘクタールほどのその農場は1960年代までは倍以上の広さがあったことを，農場の管理人が懐かしそうに話してくれた。とくに戦前から50年代までは100家族以上が農場内に住んでいたので，管理事務所のそばには小学校や礼拝所があり，日曜には万屋が生活必需品を売りに来たという。しかし，60年代の中ごろから機械化を進めたため，農場内に住む家族は皆無となり，現在では通いの作業員が10人ほどいるだけだという。

管理人の話では，機械化が始まる以前は，かなりの種類の作物を同時に栽培していたという。農場に住む家族用だけでなく，約５万ほどの人口を抱えていたタルクィニアに季節の野菜を出荷するためであった。ところがスーパーマーケットの進出によっていわゆる地産地消が終了したばかりか，効率化のために機械化と少品種化を進めざるを得なくなったという。そのような合理化をしても，ドイツ，フランス，スペインの農業に対抗することはできず，90年代終わりからは，政府の補助金をもらうために作付けしているようなものだという話だった。こんなことなら採算を無視して，楽しい農作業をたくさんの家族とやった方がどれだけ楽しいかと慨嘆していた。

カッツァネッロでの発掘を開始した最初の年，遺跡脇の畑にトマトが鈴なりになった。学生たちは昼食のサラダ用にバケツ一杯のトマトをもぎってきた。ところが，一緒に働いているイタリア人作業員たちは，２～３日前に農薬を散布したばかりなので食べてはいけないという。学生たちがもう一度よく洗おうとしたところ，洗ってもだめで，少なくとも１週間の時間を経過しなければ農


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

薬は消えないということだった。

競争力を高めるための機械の導入は，少品種大規模農業につながる。カッツァネッロの場合，大規模というより中規模といった程度であるが，その程度でもあきらかに人体に悪い農薬を使用せざるを得ないのである。というのも，カッツァネッロの土地はお世辞にも肥えているとはいえなかった。秋にムギをまくため，８月末にトラクターで土を掘り起こすが，粘土分が混ざっているため両手でやっと抱えることのできるほどの大きさにしかならない。この段階でムギをまくことはできない。土が真夏の太陽の強い光で熱せられており，種が焦げてしまうからである。９月に入っての夕立や季節の変わり目の強い雨が降ることによってようやく固まりは人のこぶし大になり，土も冷えるので種まきが可能になる。しかもやっかいなことに，トマト栽培の場合，連作をすると収穫量が半分以下になり病気にかかりやすくなるという。かろうじて採算のとれるトマトでも(現在ではトマトもだめになっているという)，連作は御法度だという。また，作付けができても，十分な農薬散布で病気の発生を抑制する必要があるという。

国際競争力のある農業国に囲まれているイタリアの農業はかなり厳しい状況にあるが，2002年から発掘を開始したヴェスヴィオ山麓地帯はまったく状況が異なる。ポンペイを埋没させたことで有名なヴェスヴィオ火山の周辺は，数ヘクタールもない小さな農地に分割されており，さまざまな野菜や果物が１年中実っている。この一帯では，トマトの連作が可能であり，連作をしても地力が落ちるようなことはまったくないという。耕作地の面積あたりの価格がイタリアでもっとも高いのも土壌が肥えているためである。しかし，その原因は皮肉なことに，火山噴火に原因しているのである。噴火物がもたらすカリが土壌更新をしてくれるからであり，それだけの豊かな土壌であるため，多品種小規模農業でもやっていけるのである。しかもこの地帯の住民たちは大地の恵みを心から感謝し，誇りにしている。そのことが決して豊かではない彼らを，底抜けと思えるほど陽気にしている。土地にあった農業はそこに住む人々の人生観さえも変えてしまうようである。

**(国立西洋美術館館長　青柳正規・**あおやぎまさのり**)**



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

# 地域銀行における格付取得の状況について

## ―情報開示の観点からの考察―

**調査第二部副部長　矢島　格**

**〔要　　旨〕**

1　格付は，外部から銀行の経営内容を判断するためのわかりやすい指標と考えられており，銀行にとって格付は情報開示の代表的な媒体・手段になっていると言える。しかし，預金者や株主あるいは規制当局などの銀行の外部者が，銀行の経営内容などを評価するうえで格付を活用・重視している一方で，銀行においては，格付の取得状況(格付取得の有無および格付取得数)が，各行によって異なっている。

　このような現状の背景を分析するため，銀行ごとのどういう属性が，格付取得による情報開示に対するインセンティブに影響を与えているのかについて，地域銀行108行を対象にして検証する。

2　まず，信金を分析対象にした先行研究および09年６月末時点の地域銀行の依頼格付の状況を踏まえて，地域銀行における格付取得の状況についての仮説を想定する。

　そして，想定した仮説を検証するために，地域銀行ごとの格付取得の有無を被説明変数とする実証分析と，格付取得数の状況を被説明変数とする実証分析を，それぞれ09年６月末時点で実施する。

3　分析結果は，調達の必要がある金額が大きく(総資産額が大きく)，財務状態が良好な(自己資本比率が高く，資産収益率が高い)地域銀行ほど，格付を通じた情報開示を積極化させるインセンティブが強いことを示唆するものであった。また，一定以上のリスク管理能力や債券等の発行残高があり上場しているという特性も，格付を通じた情報開示を積極化させるインセンティブにプラスの影響を与えることが示された。



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　先行研究
2　現状分析
3　想定する仮説
4　実証方法と使用データ
　⑴　実証方法
　⑵　使用データ
5　実証結果と考察
　⑴　実証結果
　⑵　まとめと考察
おわりに

## はじめに

地域金融にとって重要な役割を果たしている地域銀行(注1)の格付の取得有無および取得数は，現状，各行によって異なっている。このような地域銀行の格付取得の状況について，情報開示の観点から分析することを，本稿の目的とする。

銀行の情報開示を充実させることが，銀行経営に対する市場規律を有効に機能させるために重要であることは論を待たない。例えば，07年３月期から実施されている自己資本比率規制（バーゼルⅡ）においても，基本的な狙いのひとつに銀行の情報開示促進がある。銀行による情報開示を充実化させることにより，銀行経営への市場規律の機能強化を図り，規制当局による規律づけを補完することによって金融システムの安定化を実現させるという考え方が背景にある。(注2)

ところで，預金者や株主などが，外部から銀行の経営内容を判断するためのわかりやすい指標として格付をしばしば活用していることを考えると，銀行にとって，格付は，情報開示の代表的な媒体・手段となっていると言えるだろう。(注3)

また，Berger，Davies and Flannery（2000）が指摘するように，規制当局と格付会社はいずれも銀行の経営内容を評価するうえで銀行の破綻リスクを重視しており，互いの評価が補完的に活用できることから，格付会社の見方すなわち格付は，規制当局にとっても役立つ情報と解釈できる。

このように，預金者や株主あるいは規制当局などの銀行の外部者が，銀行の経営内容などを評価するうえで格付を活用・重視しているなかで，銀行によって，なぜ，格付の取得状況（格付取得の有無および格付取得数）が異なっているのだろうか。どうして，格付取得に積極的な銀行（格付取得数が多い銀行）と積極的でない銀行（格付を取得していない銀行や格付取得数が少ない銀行）に分かれるのであろうか。銀行ごとのどういう属性が，格付取得による情報開示に対するインセンティブに影響を与えているのであろうか。


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

以上の問題意識のもと，具体的には，同一業態である地域銀行108行を対象にして，格付会社５社（JCR社，R&I社，Moodys社，S&P社，Fitch社[注4]）から，地域銀行サイドが自発的に取得した格付で発行体としての地域銀行の信用力を表す格付，すなわち，「依頼格付として取得している発行体に関する格付[注5]」についての取得有無および格付取得数の多寡に着目した実証分析を行うこととした。本分析は，格付を活用することによって市場規律を適切に機能させて金融システム安定化を図っていくというメカニズムを検討するうえで，意義があると考える。

本稿の構成は次のとおりである。まず，１で先行研究を説明した後，２で09年６月末時点の地域銀行の格付取得の現状を分析する。３では，先行研究内容および現状分析結果から検証すべき仮説を想定する。続いて，４で，想定した仮説を検証する実証方法およびその実証方法で使用するデータを説明し，５で実証結果をとりまとめて考察を行う。最後に，本稿の内容をまとめるとともに残された今後の課題を示す。

**（注１）**本稿では，全国地方銀行協会加盟行および第二地方銀行協会加盟行を総称して地域銀行と呼ぶ。

**（注２）**佐藤（2007）参照。

**（注３）**格付を取得している銀行の大半が，各行のディスクロージャー誌やホームページで格付を公開していることも，格付が代表的な媒体・手段になっている要因のひとつであろう。なお，東京都をはじめとして，地方自治体レベルでは金融機関との取引を行う基準として格付が利用されている（近藤（2008）参照）。

**（注４）**金融庁は，平成18年３月31日付「バーゼルⅡにおける適格格付機関の格付と告示上のリスク・ウエイトとの対応関係（マッピング）について」で，この５社をバーゼルⅡにおける適格格付機関に定めた。

**（注５）**「依頼格付」とは，発行体からの依頼に基づいて付与された格付のことを言い，金融庁は，平成19年３月23日付「バーゼルⅡ第１の柱に関する告示の一部改正（案）及び第３の柱に関する告示（案）等に対するパブリックコメントの回答等について」で，発行体からの依頼に基づくことなく付与された格付は，非依頼格付に該当し，自己資本比率の算出上でも使用を認めないこととした。格付会社各社ごとの非依頼格付の扱いなどについては，黒沢（2007）が詳しい。

また，分析対象にする「発行体に関する格付」とは，個別の債務に付された格付ではなく，発行体としての銀行の信用力（債務履行能力など）に対して付された格付のことで，JCR社では長期優先債務格付，R&I社では発行体格付，Moodys社では自国通貨建長期銀行預金格付，S&P社では長期自国通貨建発行体格付，Fitch社では円建長期発行体デフォルト格付のそれぞれを，対象にする（格付会社各社のホームページを参照）。

なお，以下の記述において，分析対象とする「依頼格付として取得している発行体に関する格付」を，単に「格付」と呼ぶことにする。

## １　先行研究

銀行と格付との関係に焦点をあてて，銀行による情報開示や銀行経営に対する市場規律にも関連するような分析を行った先行研究は，日本においては，筆者の知る限り数少ない。そのなかで，近藤（2008）は，信用金庫を分析対象として取り上げ，どのような属性を持つ信用金庫が，格付[注6]の取得に積極的であるかを実証的に分析している[注7]。

この近藤（2008）による研究は，本稿の目的に沿うものであり，その研究内容は以下のように要約できる。

企業の格付取得行動や信用金庫の情報開


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

示行動について分析している先行研究(注8)の結果などにもとづいた仮説のもと，地域の競争状態を表す指標，財務状況を示す指標および規模を示す指標などを説明変数とし，格付を取得しているか否かを被説明変数とするプロビット推計(注9)による分析を行い，競争環境の厳しい地域にある信用金庫および預金額の大きい信用金庫ほど格付取得に積極的で，不良債権比率の高い信用金庫ほど格付取得に消極的であることを明らかにしている。

本稿では，近藤（2008）の分析方法を参考にするとともに，その研究内容を踏まえて検証すべき仮説を想定することにする。

**（注６）**この先行研究では，依頼格付以外の一部の格付（非依頼格付のうち，格付付与先である信用金庫がFitch社と情報交換を行っている場合の格付）も分析対象としている。

**（注７）**このほか，原田（2002）は，日本における預金者規律に関する分析のなかで，S&P社およびFitch社の銀行の格付変更のニュースが，預金者の預け先選択行動に有意な影響を及ぼしたことを見出している。また，樋渡（2009）は，バーゼルⅡにおけるリスク管理高度化指標（４の脚注20を参照）と銀行の格付との関係についての実証分析から，格付付与の際，収益性や成長性よりもリスク管理高度化指標が重視されていることを報告している。

**（注８）**家森（2004），Spiegel and Yamori（2006），Cantor and Packer（1997）およびPottier and Sommer（1999）など。

**（注９）**プロビット推計とは回帰分析の一種で，分析対象（被説明変数）が一般的な数値データではなく，あるカテゴリーに属しているかどうかという質的データである分析のことである（縄田（2009）参照）。近藤（2008）では，格付を取得している信用金庫を「１」とし，そうでない信用金庫を「０」とするダミー変数を，質的データとして分析している。

## ２　現状分析

地域銀行の格付の取得についての現状を概観する。

まず，地域銀行各行ごとに，09年３月期の決算が反映されている09年６月末時点において，格付会社５社から取得している依頼格付の数を，Bloomberg社および各格付会社のホームページから調べてみると，第１表のようになる。

１行あたりの格付取得数の平均は，1.31個であり，14行が格付を取得しておらず，その比率は全108行のうち13％を占めている。

そして，半数強の56行が，格付取得数１個で，いずれかの格付会社から格付を取得していた。格付取得数が２個以上の複数である地域銀行は，38行であったが，５社のすべてから格付を取得している地域銀行は皆無で，最も多くの格付取得数４個の格付

**第1表　各行の格付取得数の内訳**

| 格付取得数 | 銀行数 | 全国地方銀行協会の加盟行 | 第二地方銀行協会の加盟行 |
|---|---|---|---|
| 0 | 14 | 2 | 12 |
| 1 | 56 | 30 | 26 |
| 2 | 29 | 23 | 6 |
| 3 | 8 | 8 | 0 |
| 4 | 1 | 1 | 0 |
| 5 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 108 | 64 | 44 |
| 一行あたり格付取得数 | 1.31 | 1.63 | 0.86 |

資料　Bloombergおよび各格付会社のホームページより作成
（注）1　「非依頼格付」は除く。
2　対象とする格付は発行体に関する長期格付。具体的には，JCR社は長期優先債務格付，R&I社は発行体格付，Moodys社は自国通貨建長期銀行預金格付，S&P社は長期自国通貨建発行体格付，Fitch社は円建長期発行体デフォルト格付。


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

を取得した地域銀行は１行のみであった。

また，第二地方銀行協会加盟行（以下「第二地銀」という）においては，1/4強が格付を取得しておらず，３個以上の格付を取得している銀行は無かった。

次に，各社ともに記号で示されている格付水準を，「AAA＝Aaa＝1，AA＋＝Aa1＝2，・・・，BBB＝Baa2＝９，BBB－＝Baa3＝10」というルール[(注10)]で数値化して，取得格付数ごとに格付水準スコアの状況（平均値と標準偏差）を算出すると，第２表のようになる。

格付取得数が多ければ多いほど，格付水準スコアは低くなっている傾向が示されており，格付取得数が多い銀行の方が，格付取得数の少ない銀行よりも高格付が付与されている状況になっている。

格付取得数の多寡によって格付水準に差異があることを，平均値の差の検定（ｔ検定）[(注11)]によって確認してみると，第３表のようになる。

ケース（1）は，格付取得数が１個の地域銀行と２個の地域銀行との比較，ケース（2）は，格付取得数が１個の地域銀行と３個か４個の地域銀行との比較，ケース（3）は，格付取得数が２個の地域銀行と３個か４個の地域銀行との比較である。それぞれの比較は，数値化した格付水準の平均値が，統計的に有意な差異を示しているか否かを確認したもので，いずれのケースとも，統計的に有意な差異があることが判明した。

**第2表　格付取得数別の格付水準スコアの状況**

| 格付取得数 | 銀行数 | 平均値 | 標準偏差 |
|---|---|---|---|
| 1 | 56 | 7.20 | 1.53 |
| 2 | 29 | 5.91 | 1.03 |
| 3～4 | 9 | 5.14 | 0.93 |
| 計 | 94 | 6.60 | 1.54 |

資料　Bloombergおよび各格付会社のホームページより作成
（注）1　「非依頼格付」は除く。
2　対象とする格付は発行体に関する長期格付。具体的には，JCR社は長期優先債務格付，R&I社は発行体格付，Moodys社は自国通貨建長期銀行預金格付，S&P社は長期自国通貨建発行体格付，Fitch社は円建長期発行体デフォルト格付。

**第3表　格付数別格付水準スコア平均値の差の検定結果**

| | ケース（1） | | ケース（2） | | ケース（3） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 格付取得数 | 1 | 2 | 1 | 3～4 | 2 | 3～4 |
| 銀行数 | 56 | 29 | 56 | 9 | 29 | 9 |
| 平均値 | 7.20 | 5.91 | 7.20 | 5.14 | 5.91 | 5.14 |
| t値 | 4.515 | | 5.304 | | 2.026 | |
| 有意水準 | *** | | *** | | * | |

資料　Bloombergおよび各格付会社のホームページより作成
（注）分散が等しくないと仮定した2標本によるt検定による。
なお，***は1%水準，**は5%水準，*は10%水準で，有意であることを示す。

**（注10）**この数値化のルールは，Morgan（2002）などで使われているルールである。このルールによれば，数値が高ければ高いほど，信用リスクが高いことすなわち信用力が低いことを意味することになる。

**（注11）**２つの母集団の平均値に，差があるか否かを統計学的に検定する方法。

## ３　想定する仮説

１で紹介した先行研究の報告と２で示した現状分析から，検証すべき仮説を想定することとしたい。

まず，１で紹介した近藤（2008）は分析の対象が信用金庫であり，その結果が必ずしも地域銀行の場合にも当てはまるとは限らないが，同じ地域金融機関であることを重視して，近藤（2008）が示唆している内


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

容に従う。つまり，地域銀行が所在している地域の競争環境が厳しく(注12)，必要な資金調達額の規模を表す総資産額が大きく(注13)，財務状態が良好な地域銀行ほど，格付取得が積極的であるという仮説を想定する。

次に，２で明らかになった現状から，信用力を反映する格付水準が高ければ高い地域銀行ほど取得する格付数は多く，格付取得に積極的であるという仮説を想定する。さらに，地域銀行のなかでは第二地銀の方が相対的に見て格付取得に積極的ではないことも仮説に加える。

以上を改めて整理すると，仮説は次のようにまとめられる。

地域銀行における重要な情報開示の媒体・手段である格付の取得状況（格付取得の有無および格付取得数の多寡）には，以下のような傾向がある。

① 地域の競争環境が厳しいほど格付取得に積極的である。

② 総資産額が大きいほど格付取得に積極的である。

③ 財務状態が良好であればあるほど格付取得に積極的である。

④ 格付水準が高ければ高いほど格付取得に積極的である。

⑤ 地域銀行のなかでは，第二地銀の方が格付取得に積極的ではない。

これらを検証する実証分析の方法と使用するデータを，４で述べる。

**（注12）**地域銀行の貸出等の営業地域が分断され，都道府県ごとに形成されているという前提にたつことになる。なお，この前提の妥当性については議論が分かれるが，本稿では，Ishikawa and Tsutsui（2008）が支持している都道府県別の貸出市場分断仮説にもとづくことにする。

**（注13）**近藤（2008）では預金額の大きさを用いているが，Cantor and Packer（1997）では，負債額の大きさを用いている。なお，地域銀行の場合は，預金以外にも劣後債も含んだ債券での調達も無視できないことから，本稿では総資産額の大きさを用いる。

## ４　実証方法と使用データ

### ⑴　実証方法

３で想定した仮説を検証するために，09年３月期の決算が反映されている09年６月末時点の地域銀行各行の格付取得の有無と，格付取得している場合にはその取得数の状況を対象にした実証分析を行う。具体的には，１で説明した先行研究にならい，プロビット推計および順序型プロビット推計による実証分析によって確認する(注14)。

まず，地域銀行全行をサンプルとして，被説明変数を，格付を取得しているならば「１」，格付を取得していないならば「０」とするプロビット推計（実証①）に加えて，取得した格付数に応じて，格付を取得していないならば「１」，格付数が１個ならば「２」，２個ならば「３」，３個か４個ならば「４」とする順序型プロビット推計（実証②）の分析も行う(注15)。いずれの場合も説明変数は同じで，その具体的な内容は次の⑵で述べるが，仮説の検証を満たす変数を主に採用する。

次に，格付を取得していない地域銀行をサンプルに入れると格付水準の高低に関する変数が説明変数に採用できないという問


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

題を回避するため，格付を取得していない地域銀行を除いた順序型プロビット推計（実証③）も実施する。この場合の被説明変数は，格付数が１個ならば「１」，２個ならば「２」，３個か４個ならば「３」とする。説明変数は，実証①と実証②で採用した変数に，各行の格付水準の高低に関する変数を加える。

さらに，実証①～実証③のいずれにおいても，推計の頑健性を確かめるため，別の推計モデルによる実証分析（実証①ではロジット推計にもとづく実証分析，実証②と実証③では順序型ロジット推計にもとづく実証分析）も行うことにする。(注16)

**（注14）**実証分析の方法やその背景にある考え方は，縄田（2009）および松浦・マッケンジー（2009）が詳しい。プロビット推計については脚注９を参照。順序型プロビット推計とは，被説明変数とする質的データが３つ以上で，その順番に意味がある場合に適用される分析方法である。

**（注15）**２で説明したとおり，取得格付数が４個の地域銀行は１行のみなので，格付取得数が３個の場合と合わせることにする。

**（注16）**プロビット推計・順序型プロビット推計とロジット推計・順序型ロジット推計との違いは，それぞれが仮定する被説明変数の分布曲線の種類が異なることである（松浦・マッケンジー（2009）参照）。

### ⑵　使用データ

実証①～③のいずれにおいても，被説明変数は，２で説明した地域銀行各行の格付取得状況にもとづくことにする。

説明変数については，３で想定した仮説の検証という目的に沿うように選択する。

まず，地域の競争環境の状態を表す説明変数として，家森（2004）やSpiegel and Yamori（2006）にならい，各都道府県に所在する金融機関１店舗あたりの県民所得（対数値）を採用する。(注17)各都道府県の県民所得と金融機関の店舗数はいずれも『民力2009年版』（朝日新聞出版）から引用したが，元々の出所先は，県民所得が，内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編『県民経済計算年報』であり，農協以外の店舗数が（株）日本金融通信社編『ニッキン資料年報』，農協の店舗数が農林水産省経営局協同組織課調『農業協同組合数等現在数統計』である。県民所得は06年度，金融機関の店舗数は08年３月末時点のものである。(注18)想定する仮説に従えば，分析の結果この説明変数の係数の予想される符号はマイナスとなる。

総資産額については，09年３月末時点の各行の単体財務諸表の数値（対数値）を採用する。(注19)出所は，『全国銀行財務諸表分析』（全国銀行協会）である。想定する仮説に従えば，分析の結果この説明変数の係数の予想される符号はプラスとなる。

そして，財務状態を表す説明変数としては，財務の安定性を示す指標の自己資本比率（バーゼルⅡで定められた比率），資産の質を示す指標の不良債権比率（リスク管理債権÷総資産額），収益性を示す指標の資産収益率（業務純益÷総資産額），流動性を示す指標の流動性比率（現預金÷総資産額），ならびに，リスクテイクの大きさを示す指標のレバレッジ倍率（総資産額÷株主資本額）を採用する。これらの指標の出所は，いずれも『全国銀行財務諸表分析』（全国銀行協会）である。想定する仮説に従えば，


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

分析の結果これらの説明変数の係数の予想される符号は，自己資本比率，資産収益率および流動性比率はプラスで，不良債権比率およびレバレッジ倍率はマイナスとなる。

次に，格付水準を表す説明変数としては，２で説明したルールに従って，取得した格付を数値化した指標を採用する。想定する仮説に従えば，分析の結果この説明変数の係数の予想される符号はマイナスとなる。

さらに，第二地銀か否かを表す説明変数としては，第二地銀でない場合は「１」とし，第二地銀の場合は「０」とするダミー変数を採用する。出所は，『全国銀行財務諸表分析』（全国銀行協会）である。想定する仮説に従えば，分析の結果この説明変数の係数の予想される符号はプラスとなる。

以上のほか，次に挙げる説明変数も，各行の格付取得に関して影響を与える可能性が考えられるので追加する。

まず，一般的に格付取得が必要になる直接的な原因として，債券等（CD，CPあるいは債券）の発行が挙げられるので，09年３月末時点で，これらの発行残高があるか否かを表すダミー変数（発行残高がある場合は「１」，ない場合は「０」）も説明変数として加える。また，上場しているか否かも情報開示に対するスタンスへの影響は小さくないと考えられるので，09年３月末時点で，上場か非上場かを表すダミー変数（上場している場合は「１」，非上場の場合は「０」）も説明変数に加える。出所は，いずれも『全国銀行財務諸表分析』（全国銀行協会）である。なお，債券等の発行残高があり上場している地域銀行の方が格付取得数は多いと考えられるので，分析の結果予想される説明変数の係数の符号は，どちらもプラスとなろう。

さらに，地域銀行のなかには，他の銀行の子会社になったり，他の銀行が運営する持株会社の傘下に入ったりして，経営支援を受けている銀行もあるので，09年３月末で経営支援を受けているか否かを表すダミー変数（支援がある場合は「１」，ない場合は「０」）も加える。出所は，『金融ビジネス』summer2009号および各行の有価証券報告書などである。経営支援を受けていることが格付取得にマイナスの影響を与えると考えると，分析の結果この説明変数の係数の予想される符号は，マイナスとなろう。

この他，樋渡（2009）が格付との関連性を指摘したバーゼルⅡにおけるリスク管理高度化指標(注20)も，各行のリスク管理能力を表す説明変数として加えることにする。具体的には，リスク管理高度化段階が金融当局の認可が必要とされている中間段階以上になっているか否かを表すダミー変数（中間段階以上の場合は「１」，そうでない場合は「０」）を説明変数に加える。出所は『全国銀行財務諸表分析』（全国銀行協会）である。なお，リスク管理能力が高い地域銀行ほど格付取得数は多いと考えられるので，分析の結果この説明変数の係数の予想される符号は，プラスとなろう。

最後に，これまで述べた各説明変数の記


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

**第４表　推計に使用する説明変数の記述統計**

| | | 説明変数 | 平均値 | 標準偏差 | 最小値 | 最大値 | データ数 | 係数の予想符号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 無格付の銀行を含めた場合 | 1 | 金融機関1店舗あたり県民所得 | 4.908 | 0.327 | 4.378 | 5.684 | 108 | － |
| | 2 | 総資産額 | 14.453 | 0.883 | 12.356 | 16.275 | 108 | ＋ |
| | 3 | 自己資本比率 | 0.101 | 0.016 | 0.061 | 0.149 | 108 | ＋ |
| | 4 | 不良債権比率 | 0.039 | 0.013 | 0.013 | 0.078 | 108 | － |
| | 5 | 資産収益率 | 0.003 | 0.004 | △0.024 | 0.011 | 108 | ＋ |
| | 6 | 流動性比率 | 0.036 | 0.021 | 0.013 | 0.114 | 108 | ＋ |
| | 7 | レバレッジ倍率 | 26.027 | 8.512 | 15.358 | 65.988 | 108 | － |
| | 8 | 第二地銀か否か | 0.593 | 0.494 | 0.000 | 1.000 | 108 | ＋ |
| | 9 | 債券等の発行残高はあるか | 0.870 | 0.337 | 0.000 | 1.000 | 108 | ＋ |
| | 10 | 上場か非上場か | 0.861 | 0.347 | 0.000 | 1.000 | 108 | ＋ |
| | 11 | 経営支援を受けているか否か | 0.074 | 0.263 | 0.000 | 1.000 | 108 | － |
| | 12 | リスク管理高度化段階が中間段階以上か否か | 0.259 | 0.440 | 0.000 | 1.000 | 108 | ＋ |
| 無格付の銀行を含めない場合 | 1 | 金融機関1店舗あたり県民所得 | 4.907 | 0.328 | 4.378 | 5.684 | 94 | － |
| | 2 | 総資産額 | 14.645 | 0.768 | 12.356 | 16.275 | 94 | ＋ |
| | 3 | 自己資本比率 | 0.103 | 0.016 | 0.061 | 0.149 | 94 | ＋ |
| | 4 | 不良債権比率 | 0.038 | 0.013 | 0.013 | 0.078 | 94 | － |
| | 5 | 資産収益率 | 0.003 | 0.005 | △0.024 | 0.011 | 94 | ＋ |
| | 6 | 流動性比率 | 0.034 | 0.017 | 0.013 | 0.083 | 94 | ＋ |
| | 7 | レバレッジ倍率 | 25.853 | 8.680 | 15.358 | 65.988 | 94 | － |
| | 8 | 第二地銀か否か | 0.660 | 0.476 | 0.000 | 1.000 | 94 | ＋ |
| | 9 | 格付水準 | 6.604 | 1.547 | 3.667 | 10.000 | 94 | － |
| | 10 | 債券等の発行残高はあるか | 0.936 | 0.246 | 0.000 | 1.000 | 94 | ＋ |
| | 11 | 上場か非上場か | 0.926 | 0.264 | 0.000 | 1.000 | 94 | ＋ |
| | 12 | 経営支援を受けているか否か | 0.074 | 0.264 | 0.000 | 1.000 | 94 | － |
| | 13 | リスク管理高度化段階が中間段階以上か否か | 0.298 | 0.460 | 0.000 | 1.000 | 94 | ＋ |

述統計および予想される係数の符号を示すと，第４表のとおりとなる。

**（注17）**近藤（2008）では，各都道府県の地域銀行および信金の貸出金データを用いて算出したハーフィンダール指数を使っているが，その算出方法の妥当性が確認できなかったことから，金融機関１店舗あたりの県民所得を使用することにした。また，家森（2004）らは，対象金融機関を全国銀行と信金のみとしたが，本稿では信組および農協も含めることにした。なお，念のため，両方のやり方で算出した金融機関１店舗あたり県民所得を使って分析してみたが，分析結果にほとんど変わりはなかった。

**（注18）**いずれのデータも，入手できるデータとしては最新である。

**（注19）**連結財務諸表を公表していない地域銀行もあるので，データの統一性を保つため単体の数値を採用した。なお，他の財務数値等を用いる説明変数も，同様の理由から単体の数値を採用している。

**（注20）**バーゼルⅡにおける自己資本比率を算出する際，銀行のリスク管理高度化の発展段階に応じて使用が認められる計測手法の段階を示す指標のこと。オペレーショナルリスクと信用リスクのいずれにおいても，初期段階，中間段階および先進的段階の３段階に分けられ，中間段階と先進的段階のリスク計測手法の使用については，各銀行のリスク管理高度化を踏まえて，金融監督当局が承認することになっている。

## 5　実証結果と考察

４で説明した実証分析の結果をとりまとめたうえで，考察を行うことにする。

### (1)　実証結果

はじめに，地域銀行全行をサンプルとする実証①と実証②の結果を示すと，第５表のようになった。なお，別途，実証①ではロジット推計にもとづく実証分析，実証②では順序型ロジット推計にもとづく実証分析も行ったが，結果にほとんど変わりはなかった。


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

**第5表　格付取得および取得する格付数の要因に関する推計結果**

| | | 実証①<br>格付取得の有無についての推計<br>（プロビット分析結果） | | | 実証②<br>取得した格付数についての推計<br>（順序型プロビット分析結果） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 被説明変数:格付取得行か否かを示す変数（格付取得行ならば1,そうでないならば0） | | | 被説明変数:取得した格付数を示す変数（格付数が0ならば1,格付数が1ならば2,格付数が2ならば3,格付数が3か4ならば4） | | |
| 説明変数 | | 係数 | z値 | 有意水準 | 係数 | z値 | 有意水準 |
| | 定数項 | △29.281 | △2.486 | ＊＊ | | ――― | |
| 1 | 金融機関1店舗あたり県民所得（対数値） | △0.807 | △0.682 | | △0.107 | △0.226 | |
| 2 | 総資産額（対数値） | 1.585 | 2.578 | ＊＊＊ | 1.547 | 5.174 | ＊＊＊ |
| 3 | 自己資本比率（BISベース） | 85.953 | 1.925 | ＊ | 28.503 | 2.535 | ＊＊ |
| 4 | 不良債権比率（リスク管理債権÷貸出額） | 43.398 | 1.366 | | △13.045 | △0.977 | |
| 5 | 資産収益率（業務純益÷総資産額） | 11.969 | 0.166 | | 109.446 | 2.847 | ＊＊＊ |
| 6 | 流動性比率（現預金÷総資産額） | △11.009 | △0.724 | | △2.687 | △0.346 | |
| 7 | レバレッジ倍率（総資産額÷株主資本額） | 0.053 | 0.822 | | 0.019 | 0.940 | |
| 8 | 第二地銀か否か | 0.526 | 0.738 | | △0.180 | △0.466 | |
| 9 | 債券等の発行残高はあるか | 1.287 | 1.783 | ＊ | 1.471 | 2.724 | ＊＊＊ |
| 10 | 上場か非上場か | 0.856 | 0.975 | | 0.486 | 0.946 | |
| 11 | 経営支援を受けているか否か | 0.827 | 0.124 | | △0.108 | △0.196 | |
| 12 | リスク管理高度化段階が中間段階以上か否か | - | - | - | - | - | - |
| 観測データ数 | | 108 | | | 108 | | |
| McFaddenのR-squared（決定係数） | | 0.6537 | | | - | | |
| PseudoのR-squared（決定係数） | | - | | | 0.4983 | | |

（注）1　＊＊＊は1%水準, ＊＊は5%水準, ＊は10%水準で有意であることを示す。
2　「リスク管理高度化段階が中間段階以上か否か」の説明変数については, 格付取得をしている銀行は, 全行, リスク管理高度化段階が中間段階以上であること等により, この説明変数を推計に含めると推計結果が出ない（収束しない）ことから, 除外した。

格付を取得しているか否かを被説明変数とする実証①では，第５表の注２でも述べたとおり，リスク管理高度化段階が中間段階以上である地域銀行は全行，格付を取得していることが確認できたうえに，統計的に有意であった説明変数は，総資産額，自己資本比率および債券等の発行残高があるか否かのダミー変数の３つであることが見出された。そして，これらの説明変数の係数の符号はいずれもプラスとなっており，事前に予想したとおりの結果であった。

格付取得数の多寡を被説明変数とする実証②では，推計の結果，統計的に有意であった説明変数は，総資産額，自己資本比率，資産収益率および債券等の発行残高があるか否かのダミー変数の４つであることが確認できた。そして，これらの説明変数の係数の符号はいずれもプラスとなっており，事前に予想したとおりの結果であった。

次に，格付を取得していない地域銀行を除いたサンプルを使用する実証③の結果を示すと，第６表のようになった。なお，別途，順序型ロジット推計にもとづく実証分析も行ったが，結果にほとんど変わりはなかった。

第６表の注２でも述べたとおり，債券等の発行残高がゼロとなっている地域銀行は，全行，格付取得数が複数ではないこと（取得格付数は１個であること）が確認でき，非上場の地域銀行も，全行，格付取得数が複数ではないこと（取得格付数は１個であること）が確認できた。


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

**第6表　取得する格付数の要因に関する推計結果**
**（格付を取得していない銀行を除く）**

| | | 実証③<br>取得した格付数についての推計<br>（順序型プロビット分析結果） | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 被説明変数:取得した格付数を示す変数（格付数が1ならば1, 格付数が2ならば2, 格付数が3か4ならば3） | | |
| 説明変数 | | 係数 | z値 | 有意水準 |
| 1 | 金融機関1店舗あたり県民所得（対数値） | 0.263 | 0.411 | |
| 2 | 総資産額（対数値） | 1.515 | 3.197 | *** |
| 3 | 自己資本比率（BISベース） | 30.439 | 2.210 | ** |
| 4 | 不良債権比率（リスク管理債権÷貸出額） | △29.963 | △1.638 | |
| 5 | 資産収益率（業務純益÷総資産額） | 156.577 | 2.938 | *** |
| 6 | 流動性比率（現預金÷総資産額） | 5.916 | 0.553 | |
| 7 | レバレッジ倍率（総資産額÷株主資本額） | 0.038 | 1.543 | |
| 8 | 第二地銀か否か | △0.450 | △0.912 | |
| 9 | 格付水準（取得格付の単純平均） | 0.057 | 0.295 | |
| 10 | 債券等の発行残高はあるか | - | - | - |
| 11 | 上場か非上場か | - | - | - |
| 12 | 経営支援を受けているか否か | △0.902 | △1.255 | |
| 13 | リスク管理高度化段階が中間段階以上か否か | 0.554 | 1.217 | |
| 観測データ数 | | 94 | | |
| PseudoのR-squared（決定係数） | | 0.4673 | | |

（注）1　***は1%水準, **は5%水準, *は10%水準で有意であることを示す。
2　「債券等の発行残高はあるか」の説明変数および「上場か非上場か」の説明変数については, 債券等の発行残高がゼロの銀行や非上場の銀行は, 全行, 格付数が1となることにより, この説明変数を推計に含めると推計結果が出ない（収束しない）ことから, 除外した。

また，推計の結果，統計的に有意となった説明変数は，総資産額，自己資本比率および資産収益率の３つであることが見出された。そして，これらの説明変数の係数の符号はいずれもプラスとなっており，事前に予想したとおりの結果であった。

### ⑵　まとめと考察

（1）で示した実証結果は，次のようにまとめられる。

総資産額が大きい地域銀行ほど，取得する格付数は多くなり，自己資本比率や資産収益率についてもこれらの財務指標が高い地域銀行ほど，取得する格付数が多くなる傾向がある。また，リスク管理高度化段階が中間段階以上となっている地域銀行で格付を取得していない銀行は皆無であり，債券等の発行残高がゼロの地域銀行や非上場の地域銀行で，格付取得数が複数（２個以上）である銀行も皆無であることも確認できた。

以上のまとめを，３で想定した仮説①～⑤に照らせば，①，④および⑤は確認できず，②と③についてのみ確認できたことになる。つまり，総資産額が大きい地域銀行ほど格付取得に積極的で，財務状態が良好な地域銀行（自己資本比率が高く，資産収益率が高い地域銀行）ほど，格付取得に積極的であるという傾向が検証されたと言える。

仮説①の地域の競争環境が厳しいほど格付取得に積極的であるということが見出されなかった。ここからは，地域銀行の格付取得においては，信用金庫ほどには地域の競争環境には影響を受けないことが読み取れる。

また，仮説④の格付水準が高ければ高いほど格付取得に積極的であるということも確認できなかった。なお，総資産額，自己資本比率，資産収益率などの財務指標を除いて推計を行った場合には，格付水準を表す説明変数の係数の符号は，４で予想したとおりマイナスで統計的に有意になった。


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

このことから，格付水準の高低よりも，財務状態を表す説明変数の方が，格付取得数の多寡を説明する変数としては説明力が高いと解釈できる。

さらに，仮説⑤の地域銀行のなかで第二地銀の方が格付取得に積極的でないということも確認できなかった。なお，総資産額，自己資本比率，資産収益率などの財務指標を除いて推計を行った場合には，第二地銀か否かの説明変数の係数の符号は，４で予想したとおりプラスで統計的に有意になった。このことから，第二地銀か否かということよりも，財務状態を表す説明変数の方が，格付取得数の有無あるいは多寡を説明する変数としては説明力が高いと解釈できる。

いずれにしても，格付を通じた情報開示を積極化させるインセンティブは，調達の必要がある金額が大きく（総資産額が大きく），財務状態が良好な（自己資本比率が高く，資産収益率が高い）地域銀行ほど強いことが示された。また，一定以上のリスク管理能力や債券等の発行残高があり上場しているという特性も，格付を通じた情報開示を積極化させるインセンティブにプラスの影響を与えていると言える。

ところで，この結果から，地域銀行が置かれている格付を通じた市場規律の状態も推定できる。預金者や株主などが格付を使って取引相手としての地域銀行を選ぶような状態，すなわち市場規律が機能している状態においては，必要な資金調達が問題なくできるという自信がある地域銀行ほど，格付を積極的に取得して総資産額を大きくすることができるのであろう。また，格付を通じた市場規律が機能している状態であるならば，財務状態が良好で自信のある地域銀行ほど，コストや手間がかかっても格付を積極的に取得するであろう。つまり，総資産額が大きく財務状態が良好な地域銀行が格付を多く取得しようとする状態は，格付を通じた市場規律が機能している状態であることを示唆しているのである。

## おわりに

本稿では，地域銀行における格付取得の状況（格付取得の有無および格付取得数の状況）について実証分析を行い，格付を通じた情報開示を積極化させるインセンティブが強い地域銀行の属性を明らかにした。

実証分析の結果は，調達の必要がある金額が大きく（総資産額が大きく），財務状態が良好な（自己資本比率が高く，資産収益率が高い）地域銀行ほど，格付を通じた情報開示を積極化させるインセンティブが強いことを示唆するものであった。また，一定以上のリスク管理能力や債券等の発行残高があり上場しているという特性も，格付を通じた情報開示を積極化させるインセンティブにプラスの影響を与えることが示された。

しかし，本稿の分析は，一時点を対象にしたクロスセクショナル分析であるので，得られた結果については，時系列データも加えたパネルデータ分析によって検証され


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ることが望ましいのは言うまでもない。さらに，この他にも本稿に関しては多くの課題が残されており，主なものとしては，以下の３点が考えられる。

第１に，本分析は，地域銀行サイドからのみの分析であるので，預金者や株主などのサイドからの分析も必要であろう(注21)。地域銀行による格付取得数の有無あるいは多寡が，預金者や株主などの行動にどういう影響を与えたのかを調べることは，格付を通じた市場規律の状態を確かめるためにも意義があると考える。

第２に，格付会社サイドの行動やインセンティブに関しても，何らかの分析が必要であろう。市場規律が有効に機能するためには，格付という媒体・手段が預金者や株主などの市場参加者に信頼されることが前提であり，その前提を確認するためにも格付会社サイドの行動やインセンティブについての分析が必要であろう。とりわけ，07年夏以降のサブプライム危機とそれに続く世界的な金融危機の原因のひとつに，格付会社が抱える問題の顕在化が指摘されていることを考えると，分析の意義は大きいと考える(注22)。

第３に，銀行を対象にした格付の問題を考える場合，Morgan（2002）や堀内（2006）らが指摘する銀行資産の不透明性（opaqueness）についての分析も，大きな課題となろう(注23)。貸出をはじめとする銀行の資産は，他の一般事業法人の資産に比べて，不透明性が高く外部からの評価が困難であるならば，格付という手段・媒体も，銀行を対象にした場合には限定的な機能しか期待できなくなるかもしれない。

以上に挙げた課題は，銀行規制における市場規律の活用について分析するうえでいずれも重要であり，引き続き取り組んでいくこととしたい。

**（注21）**１の脚注７で紹介した原田（2002）のような預金者規律の視点からの分析が，参考になる。

**（注22）**これまで，市場における評判や名声を維持するため，格付会社は適切な格付付与を行っているという見方（ある格付会社の格付付与が適切でないという評判が広がれば，市場参加者はその格付会社の格付を信用しなくなり，最終的にはその格付会社は淘汰されるというメカニズムが働いているという見方）が，一般的になされてきたが，Mariano（2008）は，理論的に，このような見方は成り立たないことを証明した。

**（注23）**Morgan（2002）の分析方法に倣い，複数の格付を取得している地域銀行を対象にして，同一銀行で格付水準に差異がないかを調べたところ，一定の差異が見られた。しかし，この差異が銀行資産の不透明性に起因するものなのか，あるいは格付会社ごとの特性（評価が厳しいか否かなど）に起因するものなのかについては判断できない。この問題については，より一層の分析が必要であろう。

**＜参考文献＞**


・Berger, A., S. Davies and M. Flannery（2000）“Comparing Market and Supervisory Assessments of Bank Performance：Who Knows What When？”*Journal of Money, Credit and Banking,* Vol.32, No.3, pp.641-667.
・Canter, R. and F. Packer（1997）“Differences of Opinion and Selection Bias in the Credit Rating Industry,”*Journal of Banking and Finance,* Vol.21, pp.1395-1417.
・Ishikawa, D. and Y. Tsutsui（2008）“Credit Crunch：A Lesson from the Japanese Case,”Discussion Paper in Economics and Business, 08-33（Osaka University）.
・Mariano, B（2008）“Do Reputational Concerns Lead to Reliable Ratings？”mimeograph.
・Morgan, D（2002）“Rating Banks：Risk and Uncertainty in an Opaque Industry,”*The American Economic Review,* Vol.92, No.4, pp.874-888.





ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

・Pottier, S. and D. Sommer（1999）“ Property-Liability Insurer Financial Strength Ratings：Differences Across Rating Agencies,” *Journal of Risk and Insurance,* Vol.66, No.4, pp.621-642.
・Spiegel, M. and N. Yamori（2006）“ Determinants of Voluntary Bank Disclosure：Evidence from Japanese Shinkin Bank ” in M. Hutchison and F. Westermann（eds.）*Japan's Great Stagnation：Financial and Monetary Policy Lessons for Advanced Economies（Cesifo Seminar）,* The MIT Press, pp.103-127.
・黒沢義孝（2007）『格付会社の研究』東洋経済新報社
・近藤万峰（2008）「どのような信用金庫が格付けの取得に積極的か」『生活経済学研究』No.27
・佐藤隆文（2007）『バーゼルⅡと銀行監督』東洋経済新報社
・縄田和満（2009）『EViewsによる計量経済分析入門』朝倉書店
・原田喜美枝（2002）「金融システム不安に対する預金者の反応」大東文化大学経済研究所 Working Paper No.24
・樋渡淳二（2009）「金融機関のリスク管理高度化指標と格付け，企業価値との関係に関する実証分析」『証券アナリストジャーナル』５月号，103～114頁
・堀内昭義（2006）「日本の銀行危機とその対応策の評価」財務省財務総合研究所『フィナンシャルレビュー』October-2006，99～121頁
・松浦克己・コリンマッケンジー（2009）『ミクロ計量経済学』東洋経済新報社
・家森信善（2004）『地域金融システムの危機と中小企業金融』千倉書房

（やじま　いたる）

**発刊のお知らせ**

**農林漁業金融統計2009**　A4判，160頁　頒価　2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。
なお，CD−ROM版をご希望の方には，有料で提供。

**〈頒布取扱方法〉**
編　　集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794
発　　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2
頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

**〈発行〉** 2009年12月


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

# 米国の退職貯蓄の変容と日本への示唆

## ―自助努力による退職貯蓄の充実と政策的インセンティブ―

専任研究員　鈴木　博

〔要　　旨〕

1　米国の家計が保有する金融資産のなかでは，退職後の生活に備えた貯蓄（Retirement Savings）が中心的なものとなっている。なかでも，企業（事業主）が従業員のために設営する確定給付年金や確定拠出年金などの企業年金や，被用者や自営業者などの個人が設営するIRA（Individual Retirement Account，個人退職勘定）などの割合が大きく，こうした退職貯蓄は90年代以降大きく拡大してきた。

2　米国において退職貯蓄が拡大してきた要因として，次のような点があげられる。第一は，74年に制定された従業員退職所得保障法（ERISA）によって受給権保護にかかる制度整備が図られたこと，第二は，各種IRAや401(k) プランなど税制上の優遇措置をともなった退職貯蓄商品が開発されてきたこと，第三は，米国の人口構成において大きなウェイトを占めるベビーブーム世代が，退職後の生活設計に関する問題意識を高めたこと，第四は，株価上昇などの資産価格上昇が退職貯蓄の拡大に貢献したこと，などである。

3　一方，グローバル競争の激化などから企業の収益が不安定化し，2000年代になって，鉄鋼や航空，自動車産業などの一部の大企業が経営危機に陥り，これらの企業による確定給付年金の運営が行き詰まり，年金債務を引き受けた年金給付保証公社（PBGC）の財政が悪化する事態がみられる。また，確定給付年金から確定拠出年金へのシフトが続き，従業員が転職や退職をした場合の受け皿となるIRAが拡大するなどの動きがでている。

4　日本では，米国に比べて退職後の収入に占める公的年金のウェイトが大きいが，少子高齢化の進行で，先行き公的年金の給付水準の抑制が避けられないものとみられる。私的年金の分野でも，確定給付型の企業年金は，グローバル競争の激化や会計制度変更等の影響を受けている。今後は，自助努力による退職貯蓄の充実が望まれるが，それには，確定拠出年金（企業型）における個人拠出（マッチング拠出）の実現や，確定拠出年金（個人型）における非課税拠出枠の拡大などの商品性改善，こうした施策をきめ細かに行うための前提として社会保障番号（あるいは納税者番号）を軸にした個人の所得捕捉のためのインフラ整備，退職後の生活設計の自覚を促しつつ適切な運用方法の選択を可能にする金融投資教育の一層の充実などが重要となろう。



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　米国の家計金融資産の中心的存在となった退職貯蓄
2　米国の退職貯蓄の拡大とその要因
⑴　米国の公的・私的退職年金制度の概要
⑵　米国の退職貯蓄拡大の要因
3　米国の退職貯蓄の変容
⑴　PBGCの財政悪化
⑵　確定給付年金から確定拠出年金へのシフト
⑶　IRAの拡大
4　日本への示唆
⑴　日本の公的・私的年金制度の現状
⑵　自助努力による私的年金充実の方向

## はじめに

本格的な少子高齢化社会の到来は，日本の経済社会にさまざまな問題を投げかけているが，その一つに年金問題がある。国民年金や厚生年金などの公的年金は，現役世代が負担する保険料を給付金に充当する賦課方式を採用しているため，先行き，受給世代の給付水準の抑制が避けられないものとみられる。企業年金などの私的年金の分野では，積立方式が基本であり賦課方式に起因する財政的な問題は少ないが，確定給付型の企業年金については，グローバル競争の激化や会計制度変更によるスポンサー企業への影響などがある。

こうした状況下では，自助努力による私的年金の充実が望まれるが，この分野では，米国の退職貯蓄市場が量的質的に世界で最も進んだ市場であり，米国における退職貯蓄充実の過程やその後の変化が，日本の今後を考えるうえでも参考になる。本稿は，こうした観点から，米国の退職貯蓄の変容を分析したものである。なお，本稿では，私的年金のうち制度として機能しているものを中心に論述している。

## 1　米国の家計金融資産の中心的存在となった退職貯蓄

米国の家計が保有する金融資産のなかで，年金基金（Pension Fund Reserves）やIRAなどの退職貯蓄が中心的な存在となっている。FRB（米国連邦準備制度理事会）が公表するFlow of Funds Accountsによれば，08年末の家計の金融資産残高42.0兆ドルのうち年金基金とIRAからなる退職貯蓄残高は13.7兆ドルであり，家計金融資産の33％を占める（第１図）。直近のピークである07年末では，退職貯蓄の残高は17.7兆ドルであり，シェアは35％を占めていた。

第１図における08年末の退職貯蓄以外の家計保有金融資産残高は，預金が5.9兆ドルで14％のシェアであり，株式も5.9兆ドルで預金と同じシェアである。国債や地方債，社債などの信用市場商品（債券等）は


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

**第1図　米国の家計が保有する金融資産の内容**

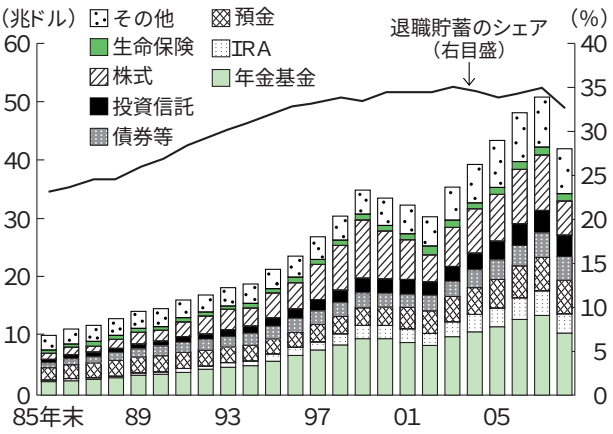


資料　FRB, Flow of Funds Accounts
(注)1　家計部門としてはHouseholds and Nonplofit Organaizationsを用いているが, Nonplofit Organaizationsの割合は小さい。
2　退職貯蓄のシェア=｛(年金基金+IRA)／家計保有金融資産｝×100
3　Flow of Funds Accountsでは, IRAは付表に計上されているため, 上図では独立した資産としてIRAを加える一方で, IRAを通じて投資されている資産(投資信託や預金等)を当該商品の残高から控除する修正を行っている(金融資産残高全体は変わらない)。

4.1兆ドルでシェアは10%である。投資信託は3.5兆ドルで８%のシェアとなっている。これらと比較しても退職貯蓄の占めるシェアは大きい。

しかし，従来からこうした状況にあったわけではなく，85年末時点の退職貯蓄のシェアは23%程度の水準であり，第１図のように90年代にそのシェアが顕著に上昇した。こうした巨額の退職貯蓄は，2(1)で述べる公的年金給付とともに米国家計の退職後の生活を支えている。

## 2　米国の退職貯蓄の拡大とその要因

### (1)　米国の公的・私的退職年金制度の概要

米国の退職後給付の全体の状況をみたものが，第２図である。老齢・遺族・障害年金保険（Old-Age Survivors and Disability Insurance，以下「OASDI」という）は，35年制定の社会保障法（The Social Security Act of 1935）に基づいて創設され，連邦政府機関である社会保障庁によって運営される公的年金である。一定以上の収入を持つ一般の被用者や自営業者に強制適用され，米国の勤労者の大多数をカバーしている(注1)。加入者には社会保険事務所を通じて社会保障番号（Social Security Number）が付与され，保険料に相当する社会保障税が内国歳入庁によって徴収される。社会保障番号は年金関連業務だけでなく，一般の課税に

**第2図　米国の退職年金制度の概念図**

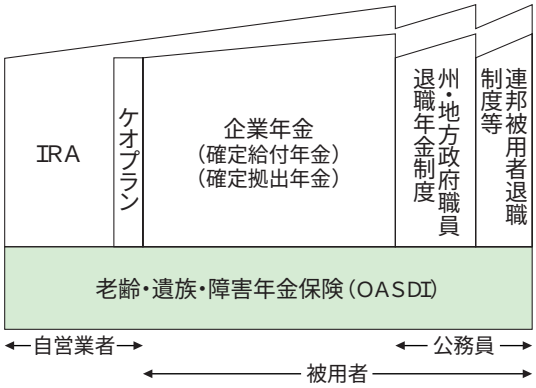


資料　厚生労働省ホームページ「諸外国の年金制度(アメリカ合衆国の年金制度の概要)」などを参考にして作成
(注)1　連邦被用者退職制度等には鉄道労働者退職制度を含む。
2　83年までに採用された連邦政府職員はOASDIに加入していない。また, 州・地方政府職員は, 当該州・地方政府が社会保障庁と協定を結び団体単位でOASDIに加入しているが, 加入率は70%程度。
3　ケオプランは個人事業主等自営業者を対象にした年金プランであるが，事務が煩雑なこともあり利用率は低い。
4　IRAは，当初企業年金等でカバーされない者を対象としていたが，81年に企業年金等に加入する者にも広げられた。上図の上部の表示はそうした意味である。
5　上図では法律等に基づく制度要件を満たす適格退職年金について表示しており，これら以外の非適格のものとして，幹部職員むけの企業年金や個人年金保険などがある。


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

も用いられ，個人の所得捕捉を可能とするインフラとしての役割を担っている。

社会保障税は収入に対し一定の税率を掛けることにより計算され，給付額は原則65歳以上の受給資格者の退職前平均月収に基づいて決められる(注2)。年金財政は，徴収された社会保障税を給付に充当する賦課方式を採用しており，剰余金があればOASDIの信託基金に積み立てられる。積立金は政府の資産とみなされ，個人の金融資産としては認識されず，第１図にも含まれていない(注3)。

連邦政府の被用者に対しては，連邦被用者退職制度（Federal Employee Retirement System，以下「FERS」という）に基づく退職年金があり，OASDIに上乗せして支給される(注4)。また，州や地方政府の職員に対しては，州・地方政府職員退職年金（State and Local Government Employee Retirement Funds）があり，各州や地方政府ごとに創設されているが，各州・地方政府が社会保障庁と協定を結ぶことにより団体単位でOASDIに任意加入することができ，その場合にはOASDIに上乗せして支給される(注5)。

FERSと州・地方政府の職員退職年金は運営主体が政府部門であり，公的年金に分類される。ただし，賦課方式のOASDIとは異なり積立方式によるものであり，その積立金は個人の貯蓄として認識される(注6)（第１図に含まれる）。08年末のFERSと州・地方政府の職員退職年金を合計した資産残高は3.7兆ドルであり，退職貯蓄残高（13.7兆ドル）の27%を占めている（第１，３図）。

上記の退職貯蓄残高からFERSと州・地方政府の職員退職年金を除いた10兆ドルが民間の退職貯蓄（私的退職貯蓄）となるが，その最大のものは，事業主（Employer）が設営し従業員（Employee）が受給する企業年金である。企業年金には，給付額が確定している確定給付年金（Defined Benefit Plan）と，給付額が運用成績によって変動する確定拠出年金（Defined Contribution Plan）がある。08年末の残高は確定給付年金が1.9兆ドル，確定拠出年金が2.7兆ドル，合計4.6兆ドルで退職貯蓄残高の34%を占める（第３図）。

企業年金に次ぐのが，個人によって開設されるIRAであり，08年末残高は3.6兆ドルでそのシェアは26%である。このほかの私的退職貯蓄として，生命保険会社が提供する年金保険契約であるアニュイティ（annuity）がある。

第１，３図にみられるように，米国の退職貯蓄残高は80年代の終わりごろから90年代にかけて大きく拡大し，2000年代始めに鈍化した後で03年以降再び増加し，08年に

**第3図　米国家計が保有する退職貯蓄の内容**

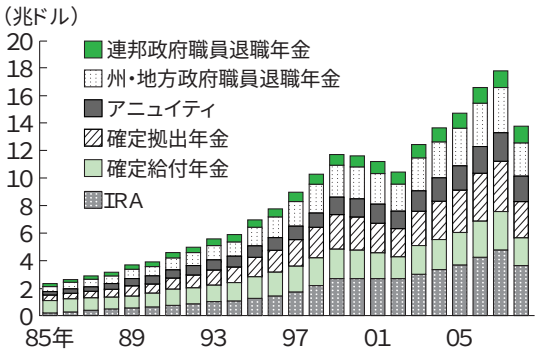


資料　FRB, Flow of Funds Accounts
（注）IRAに含まれる年金保険はアニュイティから除いている。


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

大きく落ち込むこととなった。80年代後半以降の退職貯蓄の拡大の要因としては（2）で述べるような点が挙げられる。

**（注１）**OASDIは一定以上の収入を持つ勤労者が対象であり（米国民に限られず米国で働く外国人も対象），基準に満たない低所得者や収入がない者は，年金ではなく生活保護による支援を受ける。

**（注２）**OASDIは報酬比例の年金であり，定額支給である日本の基礎年金とは異なる。受給開始年齢は原則65歳であるが，27年までに段階的に67歳へ引き上げられることになっている。OASDIによる給付の所得代替率（年金給付額の退職前平均収入に占める割合）は４割強であり，ちなみに，日本の公的年金である厚生年金受給者の所得代替率は09年度で６割強である。

**（注３）**日本でも，公的年金の保険料積立金は政府の資産とみなされ，個人の資産としては認識されない。

**（注４）**連邦政府の被用者は，84年以降の採用者からOASDIに強制加入することとされ，83年以前に連邦公務員退職制度（Civil Service Retirements）に加入していたものは，OASDIには加入していない。なお，FERSはOASDIに上乗せする制度として86年に創設された。

**（注５）**州・地方政府職員退職年金の加入者でOASDIにも加入している者は70％程度である。

**（注６）**積立方式のFERSや州・地方政府の職員退職年金は，確定給付年金が中心であり，ある時点での加入者を基に将来の給付額を計算し，一定の割引率で現在価値に引き直したものを年金資産として積み立てることになり，必要額を掛金として拠出する。制度の運営主体は公的部門であるが，年金数理は私的年金である確定給付型の企業年金と同じである。

### ⑵　米国の退職貯蓄拡大の要因

#### ａ　私的退職貯蓄にかかる制度改革

私的退職貯蓄拡大の要因として，第一に制度整備や制度改革の効果があげられる。私的退職貯蓄の分野を包括的に規制するのは，74年に制定された従業員退職所得保障法（Employee Retirement Income Security Act，以下「ERISA」という）である。米国では，企業年金は50～70年代にかけてかなり普及していたが，年金資産の管理や給付の取り決め等に関する規制が充分ではなかったため，関連する制度整備を目的として74年にERISAが制定された。その主な内容は，企業（事業主）に対する退職年金にかかる情報開示や報告の義務付け，加入基準や受給権の最低基準，最低拠出基準の導入，受託者責任の明確化，監督・規制権限や年金数理人登録の規定，給付保証制度としての年金給付保証公社（Pension Benefit Guarantee Corporation，以下「PBGC」という）の設立などである。

また，ERISAでは，企業年金等でカバーされない者に対する税制上の優遇措置をともなったIRAの創設も認められた。IRAは，商業銀行や信託会社などの適格金融機関に信託勘定あるいはカストディアン勘定を設置し，拠出金を積み立てていくもので，通常，拠出時非課税[注７]の優遇措置が設けられている。

企業年金は，ERISA制定当時は確定給付型が主流であり，同法も確定給付年金を中心とした内容となっていたが，確定拠出型の年金もマネー・パーチェス・プランやプロフィット・シェアリング・プラン，ストック・ボーナス・プラン[注８]などの形で存在していた。確定給付年金が大企業を中心に普及していたのに対し，確定拠出年金は主として中小企業で行われていた。

78年に内国歳入法が改正され，適格要件を満たした場合に課税の繰延べを認める401(k)条項が追加されると，80年には従


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

業員の個人勘定に報酬（給与）の一部を課税繰延べの形で拠出し（事業主によるマッチング拠出も可能），運用方法を従業員自身が選択する確定拠出型の退職給付プラン（401(k)プラン）が創設された(注9)。401(k)プランはERISAにおける制度であり，事業主が設営するものであるが，積立金は加入者の自己責任において運用され，事業主は運用責任を免れることになるため，ERISAの404(c)において，事業主は最低３種類の運用口座を用意し加入者の分散投資を可能にする措置を講じなければならないこと等が定められている。401(k)プランは，確定給付年金に比べて事業主負担が小さく(注10)，新興企業などを中心に急速な広まりをみせた。

IRAは，前記のように，74年に企業年金等でカバーされない者に対して，年間非課税拠出枠1,500ドルでスタートしたが，81年に対象が企業年金等に加入する者にも広げられ，非課税拠出枠も2,000ドルに拡大された。97年には配偶者と共同申告する場合の拠出枠が4,000ドルに拡大されるとともに，ロスIRAや教育資金用IRAなどの新商品が開発された(注11)。IRAの非課税拠出枠は，01年，06年にも拡大され，現在，配偶者との共同申告の場合，年間5,000ドルとなっている。一方，401(k)プランの非課税拠出枠も順次拡大され，現在，年間16,500ドルである（以上第１表参照）。なお，これらの非課税拠出枠の適用には，一定の所得制限が設けられている。

**第1表　米国の退職年金にかかる主要な制度改革**

| 時期(年) | 法律名 | 公的年金 | 私的年金 |
|---|---|---|---|
| 35 | 社会保障法 | 勤労者，自営業者を対象とする老齢年金制度（OAI）開始 | |
| 72 | 社会保障法改正 | 物価スライド制導入 | |
| 74 | ERISA | | 従業員の年金給付に対する権利，企業の年金積立義務強化，年金給付の保証（PBGCの設立）などを定めるとともに，IRAの創設（企業年金等の適用されない者を対象）を認めた |
| 78 | 内国歳入法 | | 課税繰延を選択できる401（k）条項を追加 |
| 81 | 経済再建租税法 | | IRAの対象を企業年金等加入者にも広げるとともに，拠出上限額を引き上げ |
| 83 | 社会保障法改正 | 年金財政の健全化（社会保障税率引き上げ，高額所得者の年金給付に課税，支給開始年齢の引き上げ（65歳から67歳へ）等） | |
| 86 | 税制改革法 | | IRAの適用対象を制限 |
| 97 | 納税者救済法 | | 確定給付年金の規制緩和と401（k）の非課税拠出枠の拡大，IRAの非課税拠出枠の拡大とロスIRA，教育資金用IRAの創設 |
| 01 | 経済成長および減税調整法 | | 401（k）およびIRAの拠出限度額引き上げ（2010年までの時限措置） |
| 06 | 年金保護法 | | 確定給付年金に関する拠出義務強化（積立不足の償却期間の短縮化等），確定拠出年金にかかる投資アドバイスや自動加入に関する制度整備，401（k）およびIRAの拠出限度額にかかる時限措置の恒久化 |

資料　EBRI, EBRI Databook on Employee Benefits, Appendix E:Legislative History, SSA資料などを参考にして作成
（注）　35年開始の老齢年金制度（OAI）は，39年に遺族年金が追加され（OASI），56年に障害年金が追加された（OASDI）。


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

私的退職貯蓄の中心的存在である確定拠出年金とIRAの拡大については，税制上の優遇措置をともなった商品開発などの制度改革の効果が大きいが，こうしたきめ細かな制度改革を可能としているのは，社会保障番号を基軸に個人の所得捕捉を可能とするインフラの存在が大きい。

**（注７）**IRAの課税関係は，拠出金は所得控除され，積立金の運用益に対する課税は繰り延べられ，給付金を受け取る時に元本とともに課税される。401(k) プランの課税関係も同様である。

**（注８）**マネー・パーチェス・プランとは，毎年一定の金額を事業主が加入者（従業員）に拠出していく退職プランであり，プロフィット・シェアリング・プランとは，従業員に対して企業の収益を還元するという考え方に基づいて事業主拠出を行うものである。ストック・ボーナス・プランとは，従業員に対する収益の還元を現金ではなく株式で行うものである。いずれも，拠出方法が決められた確定拠出型プランである。

**（注９）**401(k) プランは，株式会社などの一般法人において設営される従業員向けの退職プランであるが，同様に非課税措置が認められたものとして，非課税法人における403(b) プランや政府部門職員向けの457プランがあり，個人事業主などの自営業者に対してはケオプラン（Keogh plan）が設けられている。

**（注10）**401(k) プランは，プランへの拠出金を加入者（従業員）が負担するのが基本である（場合によっては，マッチング拠出の形で事業主が負担することもある）ことや，運用にともなう追加負担のリスクがないことなどから，確定給付年金に比べて事業主が負担するコストは低い。

**（注11）**ロスIRAは，それまでのIRA（Traditional IRA）が資金拠出時に所得控除され，給付金を受け取る時に運用益と元本が課税されるのに対し，拠出金は所得控除されないかわりに給付時に運用益と元本が非課税となるもので，発案者の名前を取って名づけられた。教育資金用IRAは，教育資金に充当することを条件に非課税拠出が認められたIRAのことをいう。

### b　退職後の生活設計にかかる問題意識の高まり

家計が何のために貯蓄を行うかといえば，病気などの不測の事態に備えて流動性を確保しておくこと，退職後の生活への備え，子供の教育などの家族に関する資金需要，住宅の購入や自動車等耐久消費財の購入への備えなどである。こうした貯蓄目的はその時代や年齢層などによっても異なり，20～30代の若年層では自動車や住宅購入などの比率が高くなるのに対し，40～50代になると退職後の生活への備えなどの比率が大きくなる傾向がある。

第４図はＦＲＢが３年ごとに行う調査（Survey of Consumer Finances）の結果であるが，米国の家計において，貯蓄目的として退職後の生活への備えをあげる割合が90年代に急上昇し，98年以降は最も高くなっている。この背景には，米国の人口において大きな割合を占めるベビーブーム世代(注12)が，退職後の公的年金支給への不安感等から自助努力による貯蓄の必要性を認識したことや，こうした貯蓄に対して，前記のように政府が税制上の奨励措置を講じてきたことなどがあったものとみられる。

退職後への備えに対する意識の高まりは，第１，３図でみられる退職貯蓄増加の

**第4図　米国の家計の貯蓄目的の推移**

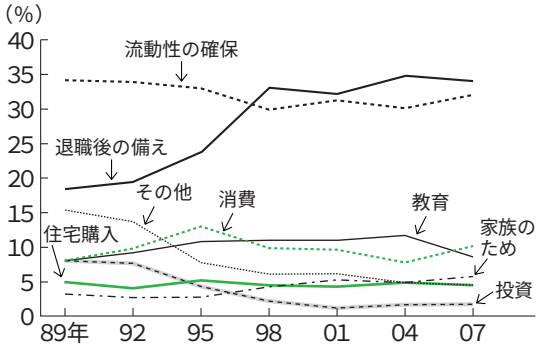


資料　FRB, Servey of Consumer Finances


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

時期と一致しており，こうした問題意識の高まりが退職貯蓄増加に結びついたものとみられる。

**（注12）**ベビーブーム世代とは，46～64年に生まれた約7,700万人の世代をいう。

### c　運用資産価値の上昇

米国の退職貯蓄の増加には，拠出した資金の運用資産の価値上昇効果も見逃せない。第５図は85年以降の退職貯蓄残高を，新規マネーの流入額（純流入額）の累積（積立累計額）と，運用資産価値上昇部分（資産価値増加効果）に分けてみたものである。

IRAは，運用資産として，投資信託のシェアが大きいが，預金やMMF，生命保険など元本があまり変動しないものも多く，運用資産の価格変動に影響される部分は比較的少ない。一方，年金基金は，たとえば確定給付年金や確定拠出年金などの企業年金の場合，株式や投資信託，債券で運用される部分が多く，株価変動などの影響を大きく受ける。特に，90年代や03～07年にかけては，米国株価が大きく上昇し，これが退職年金の時価評価額増加をもたらした。

**第５図　米国家計が保有する退職貯蓄の資産価値増加効果（85年を基準とした試算）**

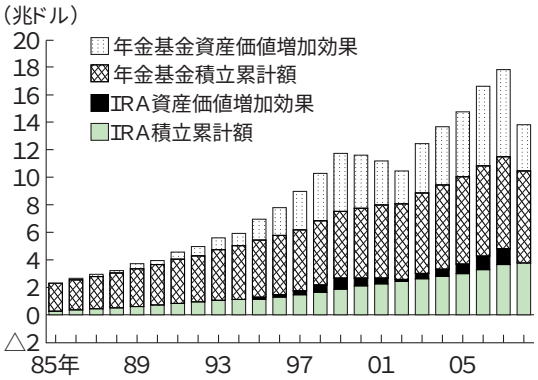


資料　FRB, Flow of Funds Accounts
（注）１　85年末ストック額をすべて積立累計額として計上。
２　86年以降のフロー額は前年の積立累計額に加算。
３　資産価値増加効果＝当該年末ストック額－当該年積立累計額

## ３　米国の退職貯蓄の変容

### (1)　PBGCの財政悪化

PBGCは，退職年金の給付を保護するためにERISAによって設立された公的機関である。確定給付年金を設営する企業が支払う保険料が収入となり，加入企業の年金が解散等に至った場合に，その給付支払いを保証することを業務としている（ただし，保証される年金給付額には一定の限度がある）。加入企業が支払う保険料と運用益によって運営され，税金等公的資金の投入はない。

確定給付年金を設営している企業の経営が悪化し，当該年金が解散等に追い込まれた場合に，PBGCが年金給付金の支払いを保証することとなる。この場合，年金資産に積立不足がなければ大きな問題はないが，当該企業の経営が悪化していることもあって積立不足状態にあることが多く，そうした年金債務を引き受けるとPBGCの負担となる。PBGCの財政は，第６図のように02年度以降債務超過の状況にある。02～05年度にかけて悪化し，06～08年度にやや持ち直したものの09年度に再び悪化している。

確定給付年金を設営している企業は歴史のある大企業が多いが，02～05年度の時期には，大手鉄鋼メーカーや航空会社などの


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

**第6図　PBGCの財政状況**

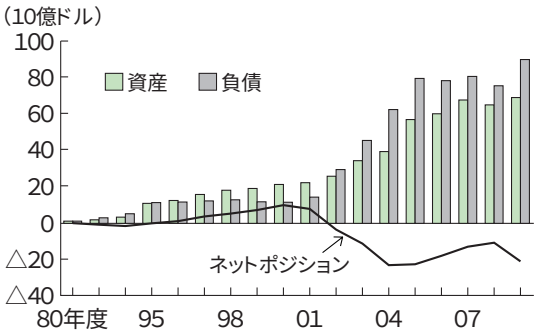


資料　PBGC, Pension Insurance Date Book 2008, Annual Management Report 2009
(注)1　PBGCの負債は年金債務, 資産は積立金(運用資産)が中心である。
2　Single-Employer Programのもの。

経営破綻が増え，これらの企業が運営する年金債務をPBGCが引き継ぐこととなった。(注13) 08～09年度には世界的金融危機による運用資産の目減りや自動車関連企業の経営破綻の影響もあり，PBGCの財政は再び悪化した。(注14)

PBGCの財政悪化は，米国の産業構造の変化やグローバル競争の激化などを反映したものといえよう。

**(注13)** この時期にPBGCが年金債務を引き継いだ企業として，Bethlehem Steel，LTV Steel，National Steel，Weirton Steel，Kaiser Aluminum，US Airways，United Air Lines などがあった。

**(注14)** 08～09年にPBGCが年金債務を引き受けた企業としては，Delphiなどがある。なお，この時期に連邦破産法第11条（チャプター・イレブン）を適用したクライスラー（09年４月適用）とGM（同年６月適用）の年金債務は，PBGCの主導のもとで，クライスラーの場合は，親会社ダイムラーが年金基金への拠出を行い，更生手続き終了後新会社に引き継がれることとなり，GMの場合も更生手続き終了後の新会社に引き継がれることとなったが，管理職の高額の年金はカットされる見込みである。

### (2)　確定給付年金から確定拠出年金へのシフト

米国の企業年金では，確定給付型の年金から確定拠出型の年金へのシフトが続いている。ERISA制定当時は確定給付型の年金が主流であったが，80年代以降確定拠出型の活用が増え，加入者数では92年から，資産残高では97年から確定拠出型が確定給付型を上回るようになっている（第７図）。確定給付年金から確定拠出年金へのシフトの要因としては，次のような点が考えられよう。

第一は，ERISAに代表される退職給付制度の整備や改革が確定給付年金を設営する企業の負担となってきたことである。確定給付年金は，予定利率等種々の仮定をともなった年金数理に基づいて制度設計がなされるため，制度の運営コストやPBGCの保険料負担など企業にとってコスト負担が大きい。また，予定利率など制度設計上の仮定と現実が異なることによる積立不足の

**第7図　米国の確定給付年金, 確定拠出年金の加入者数と現役加入者数**

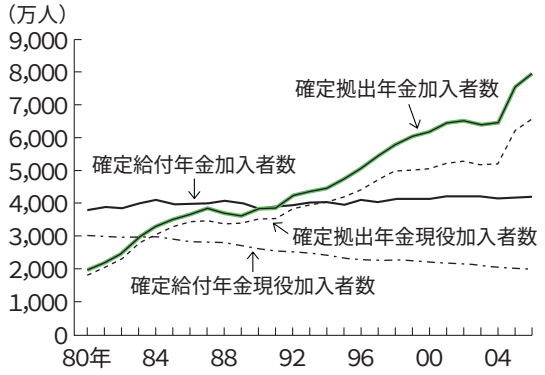


資料　U.S.Department of Labor Employee Benefits Security Administration (February 2009) Private Pention Plan Bulletin Historical Tables and Graphs
(注)　確定給付年金と確定拠出年金の加入者数は，05年以降がそれ以前と不連続である。


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

発生などのリスクもある。06年制定の年金保護法（Pension Protection Act of 2006）では，拠出義務をより強化する規定が盛り込まれ，また，会計処理上も積立不足等の情報をより厳しく開示する方向にある。(注15) こうした負担を避けるために，確定給付年金については廃止や凍結(注16)などの動きが増えている。

第二は，確定拠出年金の普及を促進するために種々の政策対応がなされてきたことである。80年には非課税拠出が認められた401(k)プランが開始され，その後，401(k)プランの非課税拠出枠は順次拡大された。また，06年の年金保護法では，従業員の確定拠出年金への自動加入制度も導入された。(注17)

第三は，2(2)cでも述べたように，90年代以降の株価上昇などを背景に確定拠出年金の資産価値が上昇し，加入者増加へのより強いインセンティブとなったことである。確定給付年金は給付額が確定しているため，加入者にとって運用資産価値上昇による直接的なメリットは少ないが，確定拠出年金の場合は資産価値上昇による残高増加が直接加入者のメリットとなるため，これが確定拠出年金加入のインセンティブとなった。

**（注15）**06年制定の年金保護法では，積立不足の償却期間が７年に一本化された。また，年金会計について，06年にFASB（米国財務会計基準審議会）はSFAS158を公表し，企業年金の予測給付債務と時価評価した年金資産との差額を全額バランスシートに計上することとした。このため，年金積立不足がある場合には，全額負債に計上されることになる。

**（注16）**確定給付年金の凍結とは，年金基金は継続するが，新規加入や既存従業員の勤務による給付増加を認めないものである。凍結された債務に見合う掛金のみが拠出され，該当者に給付が行われるものである。

**（注17）**自動加入（automatic enrollment）制度とは，従業員本人が加入を拒否するという明確な意思表示を示さない限り，自動的に401(k)プランに加入し，報酬の一定割合を拠出するという仕組みである。

### (3) IRAの拡大

IRAは，74年の導入時には企業年金等が適用されない者を対象としていたが，81年に企業年金等の加入者にも拡大され，非課税拠出枠も順次拡大されてきた。08年時点で米国家計の41％がIRAを保有しており，IRAは家計が保有する退職貯蓄残高の26％を占めている。

IRAが拡大してきた要因として，加入者のニーズに対応した商品開発が行われてきたことがある（第８図）。制度発足時のIRA（Traditional IRA）のほかに，前述のロス（Roth）IRAや教育資金用IRA，IRAへの事業主の拠出を認めたEmployer sponcered

**第8図　IRA保有世帯の割合**

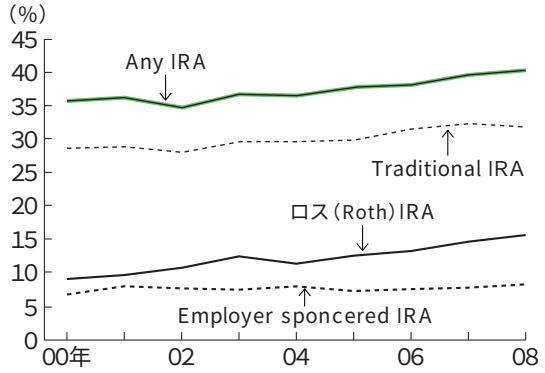


資料　U.S.Census Bureau, Statistical Abstract of the United States（原典出所はICI, Research Fundamentals）
（注）1　Any IRAはIRAを保有する世帯（重複保有を含む）の割合。
2　Traditional IRAとロス（Roth）IRAは，本文注11を参照。


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

IRA（これにはSEP IRAやSimple IRA[注18]等が含まれる）などがあり，またロールオーバーIRAなどもある。ロールオーバーIRAは，退職や転職などにより税制適格の企業年金から一時払給付金を受け取った場合に，60日以内にIRAへ移管すれば，課税繰延べの特典を維持することが可能な制度である（第８図ではTraditional IRAなどに含まれる）。

グローバル競争の激化などを背景に，近年，米国では退職や転職が増えており，確定給付年金や確定拠出年金などからIRAへ移管されるケースが増えるなど，IRAは米国の退職貯蓄制度においてプラットフォーム的な役割を果たすようになっている。

**（注18）** SEP IRAとは78年に認められたもので，事業主が会社名義の年金勘定の代わりに，雇用者名義のIRAへ退職拠出を行うものである。Simple IRAとは，事業主と雇用者の双方が拠出を認められた簡略化された雇用主年金プランである。双方とも確定拠出年金に近い性格のものであるが，制度的にはIRAに分類される。

## 4　日本への示唆

### (1)　日本の公的・私的年金制度の現状

日本の年金制度は，国民共通に定額支給を行う国民年金（基礎年金）を一階部分とし，報酬比例の支給を行う民間サラリーマンを対象にした厚生年金保険と公務員等を対象にした共済年金が二階部分を構成する。この一，二階部分が公的年金であり，現役世代が負担する保険料を受給世代に年金として支払う賦課方式を採用している。

民間サラリーマンについては，三階部分として，大企業を中心に勤務先企業によって設営される企業年金がある。企業年金には，厚生年金の業務を代行しつつこれに上乗せして給付する厚生年金基金，法人税法上の一定の要件を満たしたうえで，信託銀行あるいは生命保険会社等と契約を締結して実施する適格退職年金（11年度末で廃止），個別企業あるいは企業グループで設営する確定給付企業年金と確定拠出年金（企業型）がある。[注19]

勤務先企業に確定拠出年金（企業型）がない場合は，確定拠出年金（個人型）に加入することができ，確定拠出年金（個人型）は自営業者も利用可能である。なお，自営業者は，確定拠出年金（個人型）のほかに国民年金基金に加入することもできる[注20]（第

**第9図　日本の主要な年金制度の概念図**

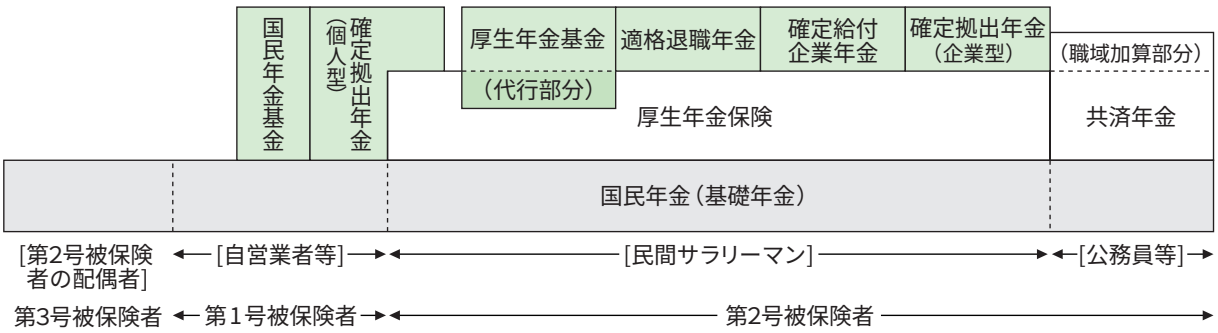


資料　厚生労働省年金局年金財政ホームページ「公的年金制度の概要」等を参考にして作成


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

**第10図　日本の私的退職年金制度の加入者数**

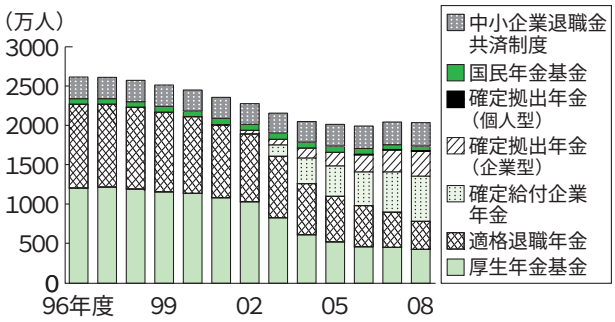


資料　厚生労働省，企業年金連合会，国民年金基金連合会資料より作成

（注）1　中小企業退職金共済制度（中退共）では，事業主が勤労者退職金共済機構と共済契約を結び毎月掛金を支払うことにより，従業員が退職した時に同機構から従業員に直接退職金が支払われる。退職金は一時払いのほか分割払いも可能である。なお，中退共は公的な年金としての性格を有しているが，適格退職年金の移行先として認められているため，上図に掲載した。国民年金基金も公的な年金の性格を持つが，確定拠出年金（個人型）と資金拠出枠が共有されているため，上図に掲載した。

2　上図の退職年金制度には重複加入がある（確定給付企業年金と確定拠出年金（企業型）等）。

9図）。

三階部分の企業年金と確定拠出年金（個人型）が私的年金に相当し，企業や個人が拠出した資金が一定期間運用された後に年金として支払われる積立方式を採用している。私的年金のうち，厚生年金基金，適格退職年金，確定給付企業年金が確定給付型の年金であり，第10図のように，日本の私的年金は確定給付型が大半である。

公的年金が抱える問題として，年金記録漏れなどの事務処理上の問題を除けば，少子高齢化の進行で，先行き現役世代の負担増加と受給世代の給付水準抑制が避けられないとみられること，雇用・所得の低迷等を背景に国民年金保険料の納付率が低下していることなどがある。公的年金制度の一元化や基礎年金の財源としての消費税導入等の公的年金改革が提唱されているが，09年に政府が行った年金財政検証結果（人口・経済の前提中位ケース）では，保険料率の上昇を将来18.3%で固定した場合，６割強あった所得代替率は徐々に低下し38年に50%程度となることが試算されている。

一方，日本の私的年金の現状は，米国に比べると規模が小さい。08年末の日本の家計が保有する年金資産残高は176兆円であり，同時期の米国の私的退職貯蓄の19%の規模である。また，経済規模に比較した場合（年金資産残高／名目GDP）も，米国が0.70倍であるのに対し日本は0.35倍にとどまっている。(注21)

第10図にみられるように，私的年金の加入者数も90年代後半以降減少傾向にあり，ここ２～３年はやや持ち直しているものの回復力は弱い。なかでも，確定給付型年金である厚生年金基金と適格退職年金，確定給付企業年金については，確定給付企業年金が適格退職年金からのシフトなどから増加しているものの，厚生年金基金の加入者減少もあり，確定給付型年金全体として減少傾向が続いている。グローバル競争の激化などから企業の収益力が不安定化していることや，会計制度変更の影響(注22)などが背景にあろう。確定拠出年金（個人型）の加入者数も低水準にとどまっており，確定拠出年金（企業型）は増加しているが，私的年金全体の加入者数を押し上げるまでには至っていない。

**（注19）**確定給付企業年金は，01年制定の確定給付企業年金法に基づいて02年度から開始され，これにともない適格退職年金は11年度末で廃止される。確定拠出年金（企業型・個人型）は，同じく01年制定の確定拠出年金法に基づいて01年度から開始された。


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

（注20）自営業者のための年金制度として，確定拠出年金（個人型）や国民年金基金のほかに，農業者年金基金（08年度末加入者数92千人）がある。国民年金基金と農業者年金基金は運営主体が公的な法人であり，公的な年金としての性格を有している。このほかのものとして，中小企業の従業員を対象に勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度（中退共），小規模企業の個人事業主等を対象とした中小企業基盤整備機構による小規模企業共済制度，炭鉱労働者を対象とする石炭鉱業年金基金などがある。これらも，運営主体が公的な法人であり，公的な年金としての性格を持っている。なお，中退共の加入者数は08年度末295万人と多いが，その他は小規模である。

（注21）日本は日銀「資金循環統計」の数値。日本の年金資産残高176兆円のなかには，企業年金のほかに，注20で説明した国民年金基金や農業者年金基金，中退共など公的な年金としての性格を持つものも含まれている。また，本文では議論の対象としていない生命保険会社が提供する個人年金保険（米国のアニュイティに相当）も含まれている。ただし，中心となるのは企業年金である。一方，米国の私的退職貯蓄残高は，連邦政府と州・地方政府の職員退職年金の残高を除いたもの（約10兆ドルで08年末為替レートにより円換算すると906兆円となる）を使用している。

名目GDP比では，日本が176兆円／505兆円＝0.35倍であるのに対し，米国は10.0兆ドル／14.3兆ドル＝0.70倍となる。なお，日本の資金循環統計では，年金資産残高は実際の積立額を基準に計上され，積立不足分は含まれていないが，米国のFlow of Funds Accountsでは，積立不足分を含めて年金資産残高を計上している。米国では積立不足の拠出義務が強いことなどを反映しているとみられる。ただし，こうした差異を考慮しても，米国の私的退職貯蓄が日本に比べて規模が大きく，充実しているという見方に変わりはない。

家計保有金融資産残高の名目GDP比をみると，米国が2.9倍であるのに対し，日本は2.8倍と大きな差はない。日本の家計金融資産残高では預金のシェアが高いが，預金が退職貯蓄として保有されている面もあるものとみられる。

（注22）企業年金に関する会計処理としては，00年度から退職給付会計が導入され，退職給付債務の認識と年金資産の公正価値（時価）評価が求められるようになり，年金積立不足については平均在職期間内の一定期間で償却することとなった。今後は，15年度ごろまでに，年金積立不足を一括計上するIFRS（国際財務報告基準）の適用が予定されている。

### ⑵ 自助努力による私的年金充実の方向

前記のような公的・私的年金制度を取り巻く環境の下で，退職後の収入を充実していくには個人の自助努力が必要であり，そのための政策的インセンティブが望まれる。

これまで述べてきたように，米国の私的退職貯蓄の充実の背景には，ERISAを中心とする受給権保護に関する制度整備とともに，401(k)プランや各種IRAなどの加入者やスポンサー企業のニーズに対応した税制上の優遇措置をともなった商品開発があった。こうした観点から日本の現状をみると，日本の確定拠出年金（企業型）は事業主の拠出によるもので，これまで個人の拠出は認められていなかった。これでは自助努力を発揮する余地がないのが現状である。米国の401(k)プランは従業員の拠出が基本であり，これに事業主もマッチング拠出ができることになっている。日本においても，個人拠出の実現に向けて早期の対応が望まれる。

確定拠出年金（個人型）は，勤務先企業が確定拠出年金（企業型）を実施していない被用者や自営業者に適用され，加入者が拠出を行うが，被用者の場合，税制優遇措置をともなった拠出限度額は月額2.3万円（年額27.6万円）である。企業型の拠出限度額月額5.1万円（年額61.2万円，ただし，確定給付企業年金を実施していない場合）に比べると少ない(注23)。また，加入者数も09年９月末


ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

で107千人にとどまっている。拠出限度額の引上げとともに，そのメリットを周知徹底して加入者を増やすことが必要であろう。

第二に，退職貯蓄の充実は，老後の生活を保障するという社会保障政策的側面を持っている。税制上の優遇措置をともなう退職貯蓄のための商品設計などをきめ細かに行うには，個人の所得捕捉が不可欠である。米国では社会保障番号を基軸にした個人の所得捕捉のインフラが整備されているが，日本では，統一的な所得捕捉の手段がなく，所得水準に応じたきめこまかな政策対応が取りにくい状況にある。社会保障番号（あるいは納税者番号）を基軸にした所得捕捉のためのインフラ整備が望まれる。(注24)

第三は，金融投資教育の一層の強化である。少子高齢化が進行するなかで，退職後の生活を安定したものとするには，自助努力による退職貯蓄の充実が望ましく，そうした自覚を養うための金融教育が求められる。また，自助努力による退職貯蓄の中心的手段となる確定拠出年金は，自ら運用方法を選択する必要があり，適切な運用方法の選択を可能とする投資教育の充実が重要となろう。

**（注23）**確定拠出年金の拠出限度額は10年１月に増額されたが，09年12月までは企業型（確定給付年金を実施していない場合）が月額4.6万円（年額55.2万円），個人型が月額1.8万円（年額21.6万円）であった。

**（注24）**09年12月16日付日本経済新聞によれば，政府税制調査会は，納税者の所得を把握する納税者番号制度を，11年中に法律を整備し14年から実施する方針を固めたとの報道がなされている。

**＜参考文献＞**


・ダン・M・マックギル，カイル・N・ブラウン，ジョン・J・ハーレー，シルベスター・J・スキーパー共著，田村正雄監訳（1998）『企業年金の基礎〔改版〕（全６巻）』ぎょうせい
・藤田伍一・塩野谷祐一編（2000）『先進国の社会保障⑦アメリカ』東大出版会
・野村亜紀子（2006）「米国の企業年金改革法について」野村資本市場研究所『資本市場クオータリー』秋号
・Alicia H. Munnell, Jean-Pierre Aubry, and Dan Muldoon（2008）"The Financial Crisis and Private Defined Benefit Plans" *Center for Retirement Research at Boston College,* November.
・Brian K. Bucks, Arthur B. Kennickell, Traci L. Mach, and Kevin B. Moore（2009）"Changes in U.S. Family Finances from 2004 to 2007: Evidence from the Survey of Consumer Finances" *FRB Bulletin* Vol.95, February.
・Jack VanDerhei（2007）"Retirement Income Adequacy After PPA and FAS158 : Part One-Plan Sponsors' Reactions" *Employee Benefit Research Institute, Issue Brief* No.307, July.
・Pension Benefit Guaranty Corporation（2008）"Hard-Frozen Defined Benefit Plans" *Pension Benefit Guaranty Corporation,* August.
・Sarah Holden and Daniel Schrass（2009）"The Role of IRAs in U.S. Households' Saving for Retirement, 2008" ICI, *Research Fundamentals* Vol.18 No.1, January.


（すずき　ひろし）



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

# 統　計　資　料

## 目　　次


1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(45)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(45)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(45)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(46)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(46)
6．農業協同組合　主要勘定……(46)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(48)
8．漁業協同組合　主要勘定……(48)
9．金融機関別預貯金残高……(49)
10．金融機関別貸出金残高……(50)

〈特別掲載（2009年９月末数値）〉
11．信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(51)
12．農業協同組合都道府県別主要勘定残高……(52)
13．信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(53)
14．漁業協同組合都道府県別主要勘定残高……(54)



統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7746
ＦＡＸ 03（3233）7794


**利用上の注意**（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

# 1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

| 年月日 | 預金 | 発行債券 | その他 | 現金預け金 | 有価証券 | 貸出金 | その他 | 貸借共通合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **2004. 11** | **39,019,783** | **4,904,985** | **14,676,731** | **2,046,816** | **34,665,203** | **15,510,188** | **6,379,292** | **58,601,499** |
| **2005. 11** | **41,747,543** | **4,721,201** | **20,305,783** | **888,107** | **42,822,112** | **12,976,821** | **10,087,487** | **66,774,527** |
| **2006. 11** | **40,192,128** | **4,595,519** | **23,069,635** | **804,939** | **45,522,793** | **11,159,798** | **10,369,752** | **67,857,282** |
| **2007. 11** | **40,061,467** | **4,712,345** | **17,108,813** | **1,212,817** | **38,981,613** | **11,673,339** | **10,014,856** | **61,882,625** |
| **2008. 11** | **36,042,672** | **5,090,090** | **15,669,915** | **1,827,609** | **35,167,198** | **9,303,955** | **10,503,915** | **56,802,677** |
| 2009. 6 | 37,504,347 | 5,352,321 | 24,293,980 | 2,824,096 | 45,375,015 | 9,913,022 | 9,038,515 | 67,150,648 |
| 7 | 37,295,448 | 5,379,563 | 24,992,451 | 1,874,405 | 44,968,930 | 10,357,730 | 10,466,397 | 67,667,462 |
| 8 | 38,044,485 | 5,409,377 | 23,530,676 | 1,216,001 | 44,007,072 | 11,549,728 | 10,211,737 | 66,984,538 |
| 9 | 37,973,708 | 5,441,135 | 24,055,465 | 1,156,375 | 43,158,694 | 11,594,985 | 11,560,254 | 67,470,308 |
| 10 | 38,548,341 | 5,474,811 | 23,218,242 | 1,688,095 | 44,606,785 | 11,941,346 | 9,005,168 | 67,241,394 |
| 11 | 38,565,312 | 5,503,856 | 21,904,191 | 1,329,660 | 43,097,192 | 12,051,042 | 9,495,465 | 65,973,359 |

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2009年11月末現在　　（単位 百万円）

| 団体別 | 定期預金 | 通知預金 | 普通預金 | 当座預金 | 別段預金 | 公金預金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農業団体 | 30,858,893 | − | 427,726 | 891 | 103,659 | − | 31,391,170 |
| 水産団体 | 1,145,675 | − | 63,409 | 3 | 3,693 | − | 1,212,780 |
| 森林団体 | 10,183 | 30 | 9,651 | 3 | 116 | − | 19,983 |
| その他会員 | 705 | − | 8,839 | 0 | − | − | 9,544 |
| 会員計 | 32,015,456 | 30 | 509,626 | 897 | 107,468 | − | 32,633,477 |
| 会員以外の者計 | 779,126 | 39,704 | 657,636 | 102,740 | 4,334,687 | 17,944 | 5,931,836 |
| **合計** | **32,794,582** | **39,734** | **1,167,261** | **103,637** | **4,442,155** | **17,944** | **38,565,313** |

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計 192,116百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2009年11月末現在　　（単位 百万円）

| 団体別 | | 証書貸付 | 手形貸付 | 当座貸越 | 割引手形 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 系統団体等 | 農業団体 | 50,779 | 3,706 | 180,125 | 0 | 234,611 |
| | 開拓団体 | 182 | 18 | − | − | 200 |
| | 水産団体 | 13,868 | 4,413 | 11,029 | 0 | 29,310 |
| | 森林団体 | 2,764 | 7,627 | 1,992 | 77 | 12,461 |
| | その他会員 | 783 | 219 | 140 | − | 1,141 |
| | 会員小計 | 68,376 | 15,983 | 193,287 | 77 | 277,723 |
| | その他系統団体等小計 | 133,432 | 26,664 | 37,001 | 12 | 197,109 |
| | 計 | 201,808 | 42,647 | 230,288 | 89 | 474,832 |
| 関連産業 | | 2,128,750 | 46,028 | 1,301,449 | 6,825 | 3,483,053 |
| その他 | | 7,933,473 | 6,058 | 153,628 | 1 | 8,093,158 |
| **合計** | | **10,264,031** | **94,733** | **1,685,365** | **6,915** | **12,051,043** |



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

## 4. 農林中央金

(貸方)

| 年月末 | 預金 | | | 譲渡性預金 | 発行債券 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 当座性 | 定期性 | 計 | | |
| 2009. 6 | 5,193,252 | 32,311,095 | 37,504,347 | 10,000 | 5,352,321 |
| 7 | 4,853,326 | 32,442,122 | 37,295,448 | 0 | 5,379,563 |
| 8 | 5,492,261 | 32,552,224 | 38,044,485 | 2,000 | 5,409,377 |
| 9 | 5,341,999 | 32,631,709 | 37,973,708 | 1,000 | 5,441,135 |
| 10 | 5,583,802 | 32,964,539 | 38,548,341 | 0 | 5,474,811 |
| 11 | 5,759,047 | 32,806,265 | 38,565,312 | 0 | 5,503,856 |
| 2008. 11 | 3,101,468 | 32,941,204 | 36,042,672 | 0 | 5,090,090 |

(借方)

| 年月末 | 現金 | 預け金 | 有価証券 | | 商品有価証券 | 買入手形 | 手形貸付 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 計 | うち国債 | | | |
| 2009. 6 | 89,102 | 2,734,993 | 45,375,015 | 13,530,033 | 7,124 | 0 | 90,936 |
| 7 | 91,755 | 1,782,650 | 44,968,930 | 13,552,465 | 6,091 | 0 | 86,979 |
| 8 | 119,429 | 1,096,571 | 44,007,072 | 13,479,369 | 1,038 | 0 | 91,148 |
| 9 | 119,883 | 1,036,491 | 43,158,694 | 14,914,816 | 2,047 | 0 | 89,950 |
| 10 | 66,662 | 1,621,433 | 44,606,785 | 15,050,615 | 2,030 | 0 | 92,375 |
| 11 | 103,034 | 1,226,625 | 43,097,192 | 14,786,452 | 1,040 | 0 | 94,732 |
| 2008. 11 | 74,344 | 1,753,265 | 35,167,198 | 11,556,479 | 30,751 | 0 | 94,854 |

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信用農業協同組

| 年月末 | 貸方 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貯金 | | 譲渡性貯金 | 借入金 | 出資金 |
| | 計 | うち定期性 | | | |
| 2009. 6 | 52,053,276 | 49,959,097 | 561,059 | 521,993 | 1,469,158 |
| 7 | 51,965,711 | 50,047,914 | 627,565 | 580,989 | 1,502,692 |
| 8 | 52,017,617 | 50,018,731 | 656,713 | 580,989 | 1,505,687 |
| 9 | 51,213,402 | 49,617,295 | 651,201 | 613,996 | 1,535,316 |
| 10 | 51,424,762 | 49,695,394 | 694,905 | 613,994 | 1,535,896 |
| 11 | 51,271,710 | 49,610,623 | 691,682 | 613,991 | 1,536,997 |
| 2008. 11 | 51,190,185 | 49,617,984 | 556,096 | 357,738 | 1,346,263 |

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農業協同組

| 年月末 | 貸方 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貯金 | | | 借入金 | |
| | 当座性 | 定期性 | 計 | 計 | うち信用借入金 |
| 2009. 5 | 25,262,213 | 58,514,750 | 83,776,963 | 574,060 | 402,757 |
| 6 | 25,510,874 | 59,298,144 | 84,809,018 | 539,982 | 369,043 |
| 7 | 24,837,854 | 59,643,166 | 84,481,020 | 547,646 | 379,927 |
| 8 | 25,147,212 | 59,586,636 | 84,733,848 | 534,856 | 367,256 |
| 9 | 24,925,739 | 59,200,596 | 84,126,335 | 544,268 | 374,294 |
| 10 | 25,612,368 | 58,961,758 | 84,574,126 | 545,032 | 373,248 |
| 2008. 10 | 25,178,399 | 58,001,245 | 83,179,644 | 558,237 | 386,870 |

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

## 庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

| コールマネー | 受託金 | 資本金 | その他 | 貸方合計 |
|---|---|---|---|---|
| 613,000 | 5,298,159 | 3,421,370 | 14,951,451 | 67,150,648 |
| 641,000 | 5,168,521 | 3,421,370 | 15,761,560 | 67,667,462 |
| 741,000 | 5,056,487 | 3,421,370 | 14,309,819 | 66,984,538 |
| 684,000 | 4,777,871 | 3,425,909 | 15,166,685 | 67,470,308 |
| 761,000 | 4,643,527 | 3,425,909 | 14,387,806 | 67,241,394 |
| 856,700 | 4,658,322 | 3,425,909 | 12,963,260 | 65,973,359 |
| 735,000 | 4,754,298 | 2,016,033 | 8,164,584 | 56,802,677 |

| 貸出金 | | | | コールローン | その他 | 借方合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 証書貸付 | 当座貸越 | 割引手形 | 計 | | | |
| 8,024,742 | 1,788,545 | 8,798 | 9,913,022 | 1,711,415 | 7,319,977 | 67,150,648 |
| 8,542,045 | 1,721,374 | 7,330 | 10,357,730 | 2,036,754 | 8,423,552 | 67,667,462 |
| 9,810,584 | 1,640,924 | 7,070 | 11,549,728 | 1,226,897 | 8,983,803 | 66,984,538 |
| 9,890,537 | 1,607,635 | 6,862 | 11,594,985 | 1,535,386 | 10,022,822 | 67,470,308 |
| 10,169,266 | 1,671,325 | 8,379 | 11,941,346 | 1,618,571 | 7,384,567 | 67,241,394 |
| 10,264,030 | 1,685,364 | 6,914 | 12,051,042 | 1,545,875 | 7,948,551 | 65,973,359 |
| 6,991,882 | 2,202,232 | 14,986 | 9,303,955 | 2,064,440 | 8,408,724 | 56,802,677 |

## 合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

| 借方 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 現金 | 預け金 | | コールローン | 金銭の信託 | 有価証券 | 貸出金 | |
| | 計 | うち系統 | | | | 計 | うち金融機関貸付金 |
| 59,672 | 29,139,258 | 29,028,117 | 0 | 405,335 | 16,900,664 | 7,033,101 | 1,526,615 |
| 59,166 | 29,192,264 | 29,078,468 | 0 | 410,134 | 16,931,192 | 7,032,007 | 1,521,483 |
| 58,995 | 29,191,612 | 29,083,035 | 6,000 | 409,003 | 16,892,374 | 7,058,792 | 1,535,773 |
| 62,875 | 28,736,594 | 28,619,029 | 0 | 409,504 | 16,743,417 | 7,041,607 | 1,523,598 |
| 59,371 | 28,637,188 | 28,541,887 | 10,000 | 399,003 | 17,028,504 | 7,255,510 | 1,520,144 |
| 61,072 | 28,512,284 | 28,409,250 | 0 | 392,399 | 16,960,679 | 7,207,815 | 1,530,466 |
| 61,605 | 29,301,315 | 29,154,181 | 0 | 408,480 | 16,878,299 | 6,812,400 | 1,304,793 |

## 合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

| 借方 | | | | | | | 報告組合数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 現金 | 預け金 | | 有価証券・金銭の信託 | | 貸出金 | | |
| | 計 | うち系統 | 計 | うち国債 | 計 | うち公庫(農)貸付金 | |
| 374,837 | 56,186,290 | 55,941,143 | 4,954,120 | 1,611,791 | 23,756,624 | 270,755 | 741 |
| 388,841 | 57,190,261 | 56,940,299 | 4,916,641 | 1,575,303 | 23,766,013 | 270,452 | 741 |
| 384,863 | 57,008,735 | 56,768,959 | 4,898,780 | 1,567,576 | 23,881,916 | 269,449 | 740 |
| 391,590 | 57,105,783 | 56,863,777 | 4,865,093 | 1,538,573 | 23,882,404 | 270,078 | 740 |
| 387,601 | 56,606,144 | 56,364,402 | 4,838,732 | 1,521,051 | 23,875,097 | 269,175 | 740 |
| 372,881 | 56,834,627 | 56,607,389 | 4,944,754 | 1,619,044 | 23,852,066 | 268,945 | 736 |
| 375,406 | 56,790,037 | 56,523,940 | 4,827,329 | 1,607,237 | 22,876,096 | 282,250 | 762 |



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

# 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

| 年月末 | 貸方 | | | | 借方 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貯金 | | 借用金 | 出資金 | 現金 | 預け金 | | 有価証券 | 貸出金 |
| | 計 | うち定期性 | | | | 計 | うち系統 | | |
| 2009. 8 | 2,004,776 | 1,372,955 | 3,539 | 55,305 | 13,791 | 1,246,579 | 1,221,491 | 161,452 | 603,088 |
| 9 | 2,007,086 | 1,370,058 | 3,538 | 55,390 | 13,416 | 1,257,566 | 1,232,086 | 160,280 | 597,902 |
| 10 | 2,038,554 | 1,391,968 | 3,537 | 56,442 | 13,276 | 1,287,960 | 1,264,026 | 161,006 | 599,072 |
| 11 | 2,025,104 | 1,376,854 | 3,437 | 56,442 | 14,556 | 1,274,898 | 1,250,896 | 161,087 | 593,473 |
| 2008. 11 | 2,032,677 | 1,393,192 | 3,545 | 54,446 | 14,638 | 1,279,482 | 1,250,437 | 165,843 | 607,623 |

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

# 8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

| 年月末 | 貸方 | | | | | 借方 | | | | | | 報告組合数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貯金 | | 借入金 | | 払込済出資金 | 現金 | 預け金 | | 有価証券 | 貸出金 | | |
| | 計 | うち定期性 | 計 | うち信用借入金 | | | 計 | うち系統 | | 計 | うち公庫(農)資金 | |
| 2009. 6 | 885,948 | 505,846 | 158,471 | 118,298 | 118,077 | 8,132 | 837,307 | 825,576 | 4,200 | 224,933 | 8,746 | 163 |
| 7 | 884,701 | 503,977 | 158,959 | 119,183 | 118,138 | 7,500 | 829,732 | 818,399 | 4,500 | 225,597 | 8,779 | 163 |
| 8 | 883,997 | 502,661 | 161,295 | 120,133 | 118,215 | 7,727 | 829,047 | 818,018 | 4,800 | 226,530 | 9,162 | 163 |
| 9 | 894,127 | 507,029 | 158,550 | 118,805 | 118,274 | 8,371 | 843,282 | 831,966 | 4,800 | 226,684 | 8,928 | 163 |
| 2008. 9 | 893,041 | 512,021 | 178,115 | 136,025 | 118,469 | 8,528 | 836,771 | 823,895 | 6,827 | 241,973 | 9,201 | 171 |

（注） 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金（2009年4月より共済借入金を含まない）。
4 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金（2009年4月より共済貸付金を含まない）。



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

# 9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

| | | 農協 | 信農連 | 都市銀行 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫 | 信用組合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 残高 | **2006. 3** | **788,653** | **486,640** | **2,507,624** | **1,888,910** | **541,266** | **1,092,212** | **159,430** |
| | **2007. 3** | **801,890** | **496,044** | **2,487,565** | **1,936,818** | **546,219** | **1,113,773** | **160,673** |
| | **2008. 3** | **820,756** | **509,860** | **2,525,751** | **1,956,991** | **555,619** | **1,137,275** | **163,300** |
| | 2008. 11 | 832,096 | 511,902 | 2,515,687 | 1,962,888 | 554,681 | 1,150,106 | 163,834 |
| | 12 | 839,150 | 516,665 | 2,490,156 | 1,986,613 | 562,146 | 1,164,845 | 165,426 |
| | 2009. 1 | 833,615 | 512,852 | 2,495,172 | 1,967,493 | 556,744 | 1,154,008 | 164,312 |
| | 2 | 837,162 | 515,388 | 2,509,446 | 1,985,512 | 560,267 | 1,161,888 | 164,530 |
| | 3 | 833,096 | 508,917 | 2,575,584 | 2,002,165 | 560,995 | 1,154,531 | 163,634 |
| | 4 | 837,248 | 511,674 | 2,557,908 | 2,013,275 | 564,239 | 1,167,756 | 164,878 |
| | 5 | 837,769 | 510,649 | 2,543,925 | 2,018,537 | 564,363 | 1,165,220 | 164,563 |
| | 6 | 848,090 | 520,533 | 2,571,576 | 2,036,327 | 569,483 | 1,175,838 | 165,939 |
| | 7 | 844,810 | 519,657 | 2,538,504 | 2,011,138 | 565,325 | 1,169,018 | 165,248 |
| | 8 | 847,338 | 520,176 | 2,523,539 | 2,016,436 | 567,263 | 1,175,029 | 165,932 |
| | 9 | 841,264 | 512,134 | 2,536,077 | 2,016,367 | 568,845 | 1,173,981 | 166,372 |
| | 10 | 845,741 | 514,248 | 2,496,707 | 2,016,193 | 568,561 | 1,175,306 | 166,267 |
| | 11 | P 844,333 | 512,717 | 2,545,976 | 2,023,462 | 568,507 | 1,173,422 | P 166,062 |
| 前年同月比増減率 | **2006. 3** | **1.5** | **0.6** | **1.5** | **0.5** | **0.3** | **1.7** | **2.1** |
| | **2007. 3** | **1.7** | **1.9** | **△0.8** | **2.5** | **0.9** | **2.0** | **0.8** |
| | **2008. 3** | **2.4** | **2.8** | **1.5** | **1.0** | **1.7** | **2.1** | **1.6** |
| | 2008. 11 | 1.9 | 0.4 | 0.4 | 2.0 | 1.1 | 1.8 | 0.8 |
| | 12 | 1.5 | 0.1 | 1.2 | 1.6 | 0.7 | 1.4 | 0.3 |
| | 2009. 1 | 1.5 | 0.1 | 0.6 | 1.9 | 1.3 | 1.6 | 0.8 |
| | 2 | 1.6 | 0.2 | 0.8 | 2.7 | 1.5 | 1.9 | 0.7 |
| | 3 | 1.5 | △0.2 | 2.0 | 2.3 | 1.0 | 1.5 | 0.2 |
| | 4 | 1.7 | △0.2 | 1.6 | 2.3 | 1.3 | 1.7 | 0.4 |
| | 5 | 1.7 | 0.2 | 1.2 | 2.8 | 1.6 | 1.8 | 0.5 |
| | 6 | 1.7 | 0.6 | 1.9 | 2.2 | 1.4 | 1.8 | 0.6 |
| | 7 | 1.8 | 0.8 | 1.8 | 2.4 | 1.7 | 1.7 | 0.6 |
| | 8 | 1.7 | 0.5 | 2.3 | 2.2 | 1.7 | 1.6 | 0.6 |
| | 9 | 1.6 | 0.4 | 1.7 | 2.9 | 2.3 | 1.7 | 0.7 |
| | 10 | 1.7 | 0.5 | 0.7 | 3.8 | 3.2 | 2.3 | 1.3 |
| | 11 | P 1.5 | 0.2 | 1.2 | 3.1 | 2.5 | 2.0 | P 1.4 |

（注） 1 農協，信農連は農林中央金庫，信用金庫は信金中央金庫調べ，信用組合は全国信用組合中央協会，その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は，月次数値の公表が行われなくなったため，掲載をとりやめた。



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

# 10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

| | | 農協 | 信農連 | 都市銀行 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫 | 信用組合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 残高 | 2006. 3 | 207,472 | 50,018 | 1,864,176 | 1,401,026 | 410,095 | 626,706 | 93,078 |
| | 2007. 3 | 212,166 | 51,529 | 1,808,753 | 1,442,604 | 416,504 | 634,955 | 93,670 |
| | 2008. 3 | 215,985 | 52,468 | 1,804,791 | 1,480,672 | 426,428 | 635,433 | 93,828 |
| | 2008. 11 | 219,913 | 55,076 | 1,860,324 | 1,509,105 | 427,764 | 638,758 | 93,646 |
| | 12 | 219,323 | 56,104 | 1,905,356 | 1,536,974 | 433,547 | 649,019 | 94,536 |
| | 2009. 1 | 219,208 | 56,840 | 1,886,808 | 1,532,818 | 431,592 | 646,017 | 94,522 |
| | 2 | 219,615 | 56,723 | 1,893,904 | 1,533,454 | 431,396 | 646,615 | 94,047 |
| | 3 | 223,750 | 56,420 | 1,897,811 | 1,544,616 | 432,999 | 648,785 | 94,073 |
| | 4 | 223,133 | 55,600 | 1,885,907 | 1,530,286 | 430,019 | 643,668 | 93,554 |
| | 5 | 226,069 | 55,659 | 1,877,806 | 1,530,795 | 430,952 | 644,816 | 93,601 |
| | 6 | 226,169 | 55,065 | 1,859,204 | 1,524,155 | 429,716 | 642,435 | 93,278 |
| | 7 | 226,784 | 55,105 | 1,846,961 | 1,524,611 | 430,665 | 642,594 | 93,484 |
| | 8 | 226,785 | 55,230 | 1,825,420 | 1,522,732 | 429,783 | 641,254 | 93,400 |
| | 9 | 226,294 | 55,180 | 1,820,787 | 1,531,553 | 434,298 | 644,596 | 93,802 |
| | 10 | 226,083 | 57,354 | 1,813,169 | 1,528,779 | 432,084 | 642,985 | 93,764 |
| | 11 | P 226,583 | 56,773 | 1,811,129 | 1,523,166 | 430,611 | 640,200 | P 93,712 |
| 前年同月比増減率 | 2006. 3 | △0.2 | 1.9 | 1.5 | 2.2 | 2.1 | 0.9 | 1.4 |
| | 2007. 3 | 2.3 | 3.0 | △3.0 | 3.0 | 1.6 | 1.3 | 0.6 |
| | 2008. 3 | 1.8 | 1.8 | △0.2 | 2.6 | 2.4 | 0.1 | 0.2 |
| | 2008. 11 | 2.8 | 5.4 | 4.5 | 4.4 | 2.5 | 1.5 | △0.2 |
| | 12 | 2.9 | 6.7 | 5.4 | 4.6 | 1.9 | 1.7 | △0.1 |
| | 2009. 1 | 3.2 | 8.2 | 4.2 | 5.2 | 2.5 | 2.4 | 0.8 |
| | 2 | 3.3 | 8.0 | 4.6 | 4.8 | 2.4 | 2.7 | 0.4 |
| | 3 | 3.6 | 7.5 | 5.2 | 4.3 | 1.5 | 2.1 | 0.3 |
| | 4 | 3.8 | 7.6 | 5.0 | 4.1 | 1.6 | 2.3 | 0.3 |
| | 5 | 3.8 | 6.7 | 4.6 | 3.8 | 1.5 | 2.1 | 0.2 |
| | 6 | 3.8 | 7.0 | 2.8 | 3.3 | 1.5 | 1.9 | 0.2 |
| | 7 | 3.6 | 6.4 | 2.1 | 3.0 | 1.6 | 1.7 | 0.3 |
| | 8 | 3.6 | 4.9 | 1.0 | 2.5 | 1.2 | 1.2 | 0.1 |
| | 9 | 3.0 | 4.1 | 1.1 | 2.6 | 1.6 | 1.0 | 0.1 |
| | 10 | 2.9 | 5.0 | △1.2 | 2.2 | 1.5 | 1.1 | 0.4 |
| | 11 | P 3.0 | 3.1 | △2.6 | 0.9 | 0.7 | 0.2 | P 0.1 |

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は，月次数値の公表が行われなくなったため，掲載をとりやめた。



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

# 11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2009年9月末現在

（単位 百万円）

| 都道府県別 | 貯金 | 出資金 | 預け金 | うち系統預け金 | 有価証券 | 貸出金 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 2,192,368 | 73,621 | 1,195,598 | 1,186,299 | 544,106 | 531,224 |
| 岩手 | 558,080 | 19,464 | 298,642 | 298,525 | 132,504 | 139,050 |
| 茨城 | 1,093,311 | 23,332 | 534,391 | 529,858 | 344,950 | 211,752 |
| 群馬 | 1,041,860 | 17,663 | 740,034 | 734,642 | 188,109 | 88,326 |
| 埼玉 | 2,485,126 | 94,112 | 1,425,501 | 1,423,640 | 803,259 | 282,133 |
| 千葉 | 1,418,057 | 67,942 | 1,370,276 | 1,370,121 | 0 | 69,897 |
| 東京 | 2,050,441 | 41,735 | 1,206,317 | 1,198,293 | 704,751 | 161,180 |
| 神奈川 | 3,324,014 | 66,357 | 1,889,599 | 1,889,152 | 1,166,535 | 411,721 |
| 山梨 | 424,719 | 8,673 | 247,533 | 247,093 | 129,933 | 70,243 |
| 長野 | 2,205,581 | 32,795 | 1,049,686 | 1,049,308 | 855,183 | 340,466 |
| 新潟 | 1,349,415 | 34,030 | 684,106 | 684,056 | 507,123 | 205,845 |
| 石川 | 725,393 | 17,468 | 368,468 | 366,431 | 238,445 | 123,295 |
| 福井 | 565,250 | 16,713 | 337,206 | 330,603 | 180,989 | 56,201 |
| 岐阜 | 2,000,414 | 64,144 | 1,159,744 | 1,159,635 | 654,683 | 225,086 |
| 静岡 | 2,968,404 | 111,303 | 1,362,642 | 1,355,428 | 1,209,818 | 414,949 |
| 愛知 | 5,089,866 | 94,125 | 2,610,108 | 2,610,073 | 1,798,586 | 572,780 |
| 三重 | 1,466,600 | 39,125 | 786,227 | 785,448 | 472,499 | 200,524 |
| 滋賀 | 848,507 | 14,346 | 550,878 | 504,708 | 254,463 | 108,770 |
| 京都 | 835,159 | 22,115 | 467,857 | 465,521 | 241,649 | 90,352 |
| 大阪 | 3,031,458 | 81,742 | 1,847,733 | 1,837,720 | 1,140,590 | 629,870 |
| 兵庫 | 3,525,850 | 99,054 | 1,742,396 | 1,742,012 | 1,180,445 | 821,509 |
| 和歌山 | 1,121,728 | 38,950 | 699,971 | 699,950 | 268,560 | 143,744 |
| 鳥取 | 281,992 | 7,436 | 180,418 | 179,129 | 82,186 | 23,039 |
| 島根 | 521,532 | 15,495 | 353,249 | 353,166 | 136,244 | 45,217 |
| 広島 | 1,677,153 | 80,200 | 1,025,161 | 1,024,809 | 633,524 | 76,813 |
| 山口 | 849,089 | 35,542 | 482,641 | 481,601 | 269,494 | 114,122 |
| 徳島 | 660,647 | 16,372 | 401,085 | 400,960 | 227,884 | 25,228 |
| 香川 | 1,419,594 | 18,634 | 652,542 | 652,339 | 715,002 | 66,459 |
| 愛媛 | 1,137,319 | 23,091 | 643,888 | 642,750 | 414,562 | 94,385 |
| 高知 | 648,477 | 16,620 | 339,133 | 339,116 | 196,887 | 88,388 |
| 福岡 | 1,347,973 | 25,094 | 745,805 | 742,755 | 461,942 | 169,268 |
| 佐賀 | 582,359 | 11,512 | 286,977 | 286,557 | 163,618 | 126,901 |
| 大分 | 399,775 | 9,329 | 225,777 | 225,727 | 119,122 | 63,149 |
| 宮崎 | 538,564 | 15,469 | 302,178 | 302,105 | 139,203 | 106,564 |
| 鹿児島 | 827,327 | 29,627 | 522,827 | 519,499 | 166,569 | 143,157 |
| **合計** | **51,213,402** | **1,383,230** | **28,736,594** | **28,619,029** | **16,743,417** | **7,041,607** |
| 一連合会当たり平均 | 1,463,240 | 39,521 | 821,046 | 817,687 | 478,383 | 201,189 |

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外
（奈良，沖縄は県農協，それ以外は農林中金へ統合）。



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

# 12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2009年9月末現在

（単位 百万円）

| 都道府県別 | 貯金 | 借入金 | 預け金 | うち系統預け金 | 有価証券金銭の信託 | 貸出金 | 報告組合数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （北海道） | (2,954,857) | (158,653) | (2,027,725) | (2,014,960) | (22,616) | (990,006) | (111) |
| 青森 | 474,056 | 4,593 | 248,292 | 246,950 | 7,478 | 160,417 | 15 |
| 岩手 | 874,412 | 12,921 | 509,048 | 501,841 | 46,479 | 295,135 | 9 |
| 宮城 | 936,238 | 8,192 | 442,832 | 439,980 | 81,523 | 387,453 | 14 |
| 秋田 | 706,926 | 11,248 | 381,516 | 378,970 | 16,482 | 248,122 | 16 |
| 山形 | 899,806 | 11,882 | 469,880 | 464,749 | 42,525 | 344,481 | 19 |
| 福島 | 1,238,560 | 6,799 | 736,181 | 732,798 | 79,685 | 387,000 | 17 |
| （東北計） | (5,129,998) | (55,635) | (2,787,749) | (2,765,288) | (274,172) | (1,822,608) | (90) |
| 茨城 | 1,480,885 | 9,596 | 1,035,667 | 1,029,234 | 94,615 | 346,343 | 27 |
| 栃木 | 1,534,653 | 2,164 | 984,448 | 981,255 | 146,859 | 375,677 | 10 |
| 群馬 | 1,331,707 | 5,231 | 1,008,169 | 1,006,320 | 56,864 | 294,312 | 20 |
| （北関東計） | (4,347,245) | (16,991) | (3,028,284) | (3,016,809) | (298,338) | (1,016,332) | (57) |
| 埼玉 | 3,659,051 | 6,346 | 2,444,418 | 2,443,921 | 277,159 | 1,058,283 | 21 |
| 千葉 | 2,356,916 | 10,296 | 1,396,318 | 1,388,938 | 246,669 | 744,494 | 24 |
| 東京 | 3,199,708 | 2,941 | 2,045,526 | 2,027,274 | 114,078 | 1,214,821 | 16 |
| 神奈川 | 5,312,987 | 4,923 | 3,271,375 | 3,271,214 | 378,454 | 1,902,035 | 14 |
| （南関東計） | (14,528,662) | (24,506) | (9,157,637) | (9,131,347) | (1,016,360) | (4,919,633) | (75) |
| 山梨 | 620,920 | 3,236 | 405,531 | 403,455 | 34,420 | 187,200 | 11 |
| 長野 | 2,837,627 | 16,731 | 2,010,377 | 2,007,658 | 48,031 | 829,111 | 20 |
| （東山計） | (3,458,547) | (19,967) | (2,415,908) | (2,411,113) | (82,451) | (1,016,311) | (31) |
| 新潟 | 2,085,350 | 24,873 | 1,298,586 | 1,297,099 | 197,392 | 639,856 | 26 |
| 富山 | 1,265,944 | 4,031 | 921,884 | 920,509 | 73,881 | 248,534 | 17 |
| 石川 | 1,063,591 | 2,205 | 708,341 | 706,932 | 65,879 | 335,379 | 17 |
| 福井 | 810,443 | 2,743 | 544,967 | 544,719 | 31,260 | 237,398 | 14 |
| （北陸計） | (5,225,328) | (33,852) | (3,473,778) | (3,469,259) | (368,412) | (1,461,167) | (74) |
| 岐阜 | 2,733,489 | 3,160 | 1,960,422 | 1,959,857 | 200,704 | 646,553 | 7 |
| 静岡 | 4,447,102 | 18,138 | 2,914,977 | 2,910,879 | 313,526 | 1,351,559 | 19 |
| 愛知 | 6,687,346 | 20,760 | 5,037,990 | 5,014,746 | 467,087 | 1,551,911 | 20 |
| 三重 | 1,987,166 | 4,885 | 1,417,015 | 1,402,853 | 171,758 | 414,884 | 15 |
| （東海計） | (15,855,103) | (46,943) | (11,330,404) | (11,288,335) | (1,153,075) | (3,964,907) | (61) |
| 滋賀 | 1,277,974 | 4,023 | 839,772 | 833,766 | 161,742 | 317,414 | 16 |
| 京都 | 1,098,702 | 4,036 | 811,164 | 808,553 | 83,841 | 234,981 | 5 |
| 大阪 | 3,853,792 | 37,514 | 2,883,500 | 2,845,969 | 182,049 | 871,014 | 14 |
| 兵庫 | 4,532,434 | 8,748 | 3,277,770 | 3,276,595 | 162,468 | 1,192,552 | 14 |
| 奈良 | 1,269,237 | 2,777 | 846,661 | 831,467 | 168,566 | 257,177 | 1 |
| 和歌山 | 1,448,479 | 3,800 | 1,062,710 | 1,062,561 | 64,110 | 291,562 | 10 |
| （近畿計） | (13,480,618) | (60,898) | (9,721,577) | (9,658,911) | (822,776) | (3,164,700) | (60) |
| 鳥取 | 484,119 | 8,151 | 280,455 | 277,204 | 47,092 | 125,809 | 3 |
| 島根 | 851,599 | 11,093 | 478,792 | 476,087 | 48,692 | 320,945 | 11 |
| （山陰計） | (1,335,718) | (19,244) | (759,247) | (753,291) | (95,784) | (446,754) | (14) |
| 岡山 | 1,627,433 | 17,208 | 1,080,453 | 1,078,949 | 83,303 | 487,926 | 9 |
| 広島 | 2,371,136 | 5,445 | 1,648,173 | 1,647,990 | 39,794 | 673,484 | 13 |
| 山口 | 1,199,790 | 3,866 | 827,971 | 823,355 | 83,616 | 292,362 | 12 |
| （山陽計） | (5,198,359) | (26,519) | (3,556,597) | (3,550,294) | (206,713) | (1,453,772) | (34) |
| 徳島 | 775,437 | 3,410 | 641,930 | 639,947 | 24,206 | 117,659 | 16 |
| 香川 | 1,568,158 | 3,449 | 1,408,935 | 1,408,334 | 826 | 192,955 | 2 |
| 愛媛 | 1,574,974 | 1,775 | 1,118,873 | 1,117,942 | 121,669 | 329,833 | 12 |
| 高知 | 807,518 | 3,254 | 583,684 | 579,847 | 44,666 | 187,123 | 16 |
| （四国計） | (4,726,087) | (11,888) | (3,753,422) | (3,746,070) | (191,367) | (827,570) | (46) |
| 福岡 | 2,313,797 | 6,648 | 1,334,308 | 1,323,690 | 82,701 | 933,184 | 23 |
| 佐賀 | 814,476 | 11,267 | 529,381 | 528,813 | 38,667 | 224,427 | 4 |
| 長崎 | 624,365 | 4,930 | 372,484 | 370,971 | 13,813 | 200,472 | 7 |
| 熊本 | 916,272 | 10,607 | 496,784 | 488,706 | 70,653 | 299,202 | 14 |
| 大分 | 632,907 | 9,093 | 373,018 | 371,716 | 22,860 | 229,821 | 8 |
| （北九州計） | (5,301,817) | (42,545) | (3,105,975) | (3,083,896) | (228,694) | (1,887,106) | (56) |
| 宮崎 | 705,625 | 12,965 | 437,944 | 436,064 | 32,553 | 229,697 | 13 |
| 鹿児島 | 1,170,124 | 9,943 | 725,161 | 722,609 | 6,129 | 380,896 | 17 |
| （南九州計） | (1,875,749) | (22,908) | (1,163,105) | (1,158,673) | (38,682) | (610,593) | (30) |
| （沖縄） | (708,247) | (3,719) | (324,736) | (316,156) | (39,292) | (293,638) | (1) |
| **合計** | **84,126,335** | **544,268** | **56,606,144** | **56,364,402** | **4,838,732** | **23,875,097** | **740** |
| 一組合当たり平均（単位千円） | 113,684,236 | 735,497 | 76,494,789 | 76,168,111 | 6,538,827 | 32,263,645 | － |



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

# 13．信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2009年9月末現在

（単位 百万円）

| 都道府県別 | 貯金 | 出資金 | 預け金 | うち系統預け金 | 貸出金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 555,431 | 8,353 | 348,908 | 348,171 | 136,580 |
| 青森 | 52,196 | 1,727 | 29,348 | 28,087 | 12,470 |
| 岩手 | 86,708 | 3,109 | 59,606 | 57,958 | 24,723 |
| 福島 | 14,062 | 889 | 11,489 | 11,294 | 3,139 |
| 茨城 | 16,419 | 681 | 10,204 | 9,743 | 5,578 |
| 千葉 | 61,977 | 2,641 | 40,947 | 38,636 | 17,690 |
| 東京 | 7,458 | 143 | 5,335 | 5,312 | 1,189 |
| 神奈川 | 31,781 | 3,192 | 15,619 | 15,188 | 11,299 |
| 新潟 | 27,096 | 874 | 21,344 | 21,030 | 2,970 |
| 富山 | 32,749 | 567 | 25,466 | 24,962 | 5,163 |
| 石川 | 44,459 | 1,190 | 28,351 | 27,884 | 10,269 |
| 福井 | 44,004 | 1,000 | 25,627 | 24,927 | 14,242 |
| 静岡 | 98,905 | 6,826 | 61,345 | 61,211 | 32,725 |
| 愛知 | 79,669 | 2,134 | 54,134 | 48,022 | 17,033 |
| 三重 | 86,061 | 3,558 | 52,005 | 51,663 | 35,459 |
| 京都 | 41,905 | 656 | 16,099 | 15,838 | 22,958 |
| 兵庫 | 65,502 | 1,727 | 32,738 | 30,845 | 26,570 |
| 和歌山 | 39,635 | 1,012 | 28,377 | 27,508 | 7,555 |
| 鳥取 | 20,685 | 806 | 15,983 | 15,484 | 4,456 |
| 広島 | 58,213 | 852 | 26,048 | 25,906 | 24,886 |
| 徳島 | 28,468 | 543 | 23,165 | 22,859 | 3,167 |
| 香川 | 50,259 | 2,172 | 38,701 | 38,672 | 11,156 |
| 愛媛 | 84,900 | 1,460 | 45,897 | 44,880 | 39,877 |
| 高知 | 33,370 | 2,048 | 20,218 | 18,580 | 12,698 |
| 福岡 | 46,213 | 662 | 36,560 | 35,822 | 5,472 |
| 佐賀 | 71,748 | 1,150 | 44,174 | 43,434 | 25,007 |
| 長崎 | 112,945 | 1,723 | 81,442 | 81,337 | 24,013 |
| 宮崎 | 34,591 | 1,001 | 24,166 | 23,983 | 11,073 |
| 鹿児島 | 59,088 | 2,197 | 21,929 | 20,771 | 38,992 |
| 沖縄 | 20,589 | 497 | 12,341 | 12,079 | 9,493 |
| **合計** | **2,007,086** | **55,390** | **1,257,566** | **1,232,086** | **597,902** |

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外。



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

# 14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2009年9月末現在

（単位 百万円）

| 都道府県別 | 貯金 | 借入金 | 払込済出資金 | 預け金 | うち系統預け金 | 貸出金 | 報告組合数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 471,237 | 109,174 | 79,784 | 490,018 | 486,336 | 124,905 | 70 |
| 青森 | 7,049 | 200 | 481 | 6,833 | 6,651 | 510 | 1 |
| 宮城 | 53,762 | 500 | 4,282 | 35,326 | 33,794 | 13,502 | 1 |
| 山形 | 5,483 | 0 | 766 | 4,760 | 4,524 | 552 | 1 |
| 福島 | 6,684 | 1,763 | 1,213 | 8,436 | 7,414 | 870 | 2 |
| 静岡 | 17,948 | 1,057 | 441 | 14,380 | 14,072 | 4,198 | 1 |
| 愛知 | 6,956 | 295 | 349 | 6,672 | 6,409 | 267 | 1 |
| 島根 | 42,866 | 1,754 | 3,357 | 28,953 | 28,580 | 9,446 | 1 |
| 山口 | 64,943 | 1,962 | 6,503 | 40,981 | 39,851 | 22,591 | 1 |
| 香川 | 2,302 | 804 | 144 | 1,997 | 1,948 | 1,006 | 1 |
| 愛媛 | 52,340 | 14,211 | 5,382 | 57,213 | 56,500 | 8,333 | 24 |
| 長崎 | 96,944 | 17,337 | 8,138 | 97,666 | 97,220 | 16,532 | 40 |
| 熊本 | 5,647 | 410 | 825 | 4,556 | 3,975 | 1,180 | 1 |
| 大分 | 26,324 | 0 | 2,221 | 15,366 | 14,894 | 8,266 | 1 |
| 宮崎 | 33,642 | 9,083 | 4,388 | 30,125 | 29,798 | 14,526 | 17 |
| **合計** | **894,127** | **158,550** | **118,274** | **843,282** | **831,966** | **226,684** | **163** |

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外。



ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。